

平成28年第7回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成28年9月14日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	9月14日午前9時0分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 山 本 隆 史 3 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 高 幣 幸 生 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 城 内 敏 之 4 番 森 田 勝 6 番 植 田 い ず み 8 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事 理事（政策推進課長） 理事（総務防災課長） 理事（教育委員会総務課長） 理事（上下水道課長） 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 総 務 防 災 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 政 策 推 進 課 主 幹 政 策 推 進 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 観 光 産 業 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹	岩 崎 万 勉 中 島 伊 三 郎 岡 弘 明 瓜 生 浩 章 岡 田 守 男 大 浦 孝 夫 経 堂 裕 士 西 本 勉 島 野 千 洋 西 脇 洋 貴 中 村 九 啓 辰 巳 育 弘 今 田 良 弘 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 橋 本 雅 至 松 村 嘉 容 山 崎 孔 史 福 井 伸 幸 浅 井 利 育 川 端 康 嗣 松 本 光 弘 酒 井 智 志 浦 井 久 嘉 竹 吉 一 人

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 主 幹 主 任	上 田 昌 弘 高 橋 恭 世 竹 村 恵
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

平成 2 8 年 第 7 回 ( 9 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 3 号 )

平成 2 8 年 9 月 1 4 日 ( 水 )  
午 前 9 時 開 議

日程第 1           一 般 質 問

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
7	12番	馬本 隆夫	1 平群・信貴山線の整備を 2 子育て世代の支援を 3 平群町公共交通空白地域の解消について
8	11番	下中 一郎	1 都市間交流の推進を 2 防災都市協定の締結を
9	2番	城内 敏之	1 介護保険について
10	3番	井戸 太郎	1 自動運転バスの実証実験を 2 ゆめさとこども園の駐車場について 3 大規模メガソーラー発電施設と住民生活との調和についての配慮ある規則の作成とさらなる研究を
11	7番	山口 昌亮	1 農地への産廃・土砂の不法投棄の早期改善を 2 定住促進へ実効ある施策の推進を

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成28年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日に6名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号7番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告3点、大きく通告しておりますので、順次質問をさせていただきます。行政側といたしましては、明確な御答弁をひとつよろしく願いをいたします。

まず1点目、（仮称）平群・信貴山線の整備を。

道路は、社会経済活動を支える基盤であり、利便性の高いまちづくりには必要不可欠な施設であります。本町の道路形態では、南北の幹線道路として、広域幹線道路の国道168号線と町道西和広域農道及び旧の国道168号線があります。特に、広域幹線としての機能は国道168号線に依存をしております。東西線の広域幹線道路ではなく、郡山方面と直接連絡する道路、（仮称）東西線の整備が急務となっております。この件については何度となく質問しておりますので、時期を見て再度質問したいと思っております。

今回の質問は、以前に国道168号線と県道椿井王寺線との橋本交差点、椿井地区から西方面の三郷町都市計画道路信貴山麓線、美松ヶ丘へ直接連絡する道路を整備すべきと一般質問を過去に行いました。隣接の三郷町では、都市計画道路は、人口増加のもとに市街地の拡大を前提として計画されましたが、近年、人口減少や少子・高齢化等により、未着手の信貴山麓線が見直しをされましたが、平群町との一部接続が未着手であるが、地域連携軸である国道25号

線や国道168号線と連携し、自動車、歩行者とも安全・快適に移動できる道路ネットワークの一部を形成する路線であることから、原則、存続路線に位置づけをされました。平群町の道路整備地域は、市街化区域で整備することによって、住民生活の利便性の向上や町外との交流促進、人口減の抑制、災害対策等のメリットがあり、(仮称)平群・信貴山線の道路整備をすべきと思います。

そこで質問いたします。

第1、平群町第4次総合計画の構想道路として記載をしていただきましたが、平群町第5次総合計画の幹線道路の整備には記載をされておられません。なぜですか。

2点目。平群町活性化のためにも速やかに三郷町と協議すべきと思いますが、どのようにお考えですか。

続きまして、2点目でございます。

子育て世代の支援を。

人口減少問題は全国的な課題であり、各自治体は減少を食い止める政策を模索されています。平群町も平成14年に2万517人をピークに、その後、減少し、28年7月末では1万9,315人に減少しております。特に、人口割合で年少人口、ゼロ歳から14歳と生産年齢人口、15歳から64歳が減少となり、老年人口65歳以上が増となり、少子・高齢化がますます進んでおります。また、合計特殊出生率は県下でも最も低いものであります。

平群町では、現在、地方創生により、人口減少の克服に向け、四つの基本目標の創生総合戦略が策定されております。基本目標の第1では、「若者が住める、住みたくなるまちをつくる」、2では、「子育てしやすい、子育てしたくなるまちをつくる」などが実施されております。人口減少問題解決策としていろいろな政策が考えられますが、今回の基本目標(1)、(2)の子育て世代の支援として、私は(仮称)文化センター建設予定地内に駅前送迎保育ステーションを設置すべきと思います。

現在、平群町立こども園は、はなさと、ゆめさとの2カ所を運営しておりますが、雨天時の送迎については、2園の駐車場が狭く、保護者の送迎車が公道に渋滞し、一般車の交通に支障を来しております。特に、ゆめさとこども園は南部地域に位置し、公共交通はコミュニティバスしかなく、送迎は自家用車を多く使用されておられます。平群駅前に公共交通のハブ施設として、約3,400平米の広場が平成29年に完成をし、また隣接地には(仮称)文化センターの建設予定地1万平米が予定をされております。私は、駅前送迎保育ステーションを(仮称)文化センターの建設予定地内に設置し、各こども園へバスで送迎することにより、園児及び保護者の安全確保、保護者に対して拘束時間の

緩和など、保護者にとって安心して預けられ、利便性向上にもなる子育て世代の支援、システムを構築すべきと思います。また、駅前送迎保育ステーションは学童保育的な運営方針をしてはどうですか。

大きく3点目でございます。平群町公共交通空白地域の解消について。

公共交通空白地域に対し、移動サービスの提供は、超高齢化社会を迎えた平群町にとって避けられない課題として、民間バス会社にコミバスを運行委託をしております。平成23年から26年の4年間のコミバス運行費は国の50%の補助金で試行運転され、また平成27年から28年度の2年間は国の100%補助で運行継続されております。しかし、将来、国の補助金がカットされ、町単独費運行となる可能性があると思います。国の補助金がカットされても現在の路線定期型交通コミュニティバスを廃止することは難しいと思います。しかし、運行中のコミバスは、ダイヤ、ルート、道路状況等、いろいろな運行形態にこだわる路線定期型バスであり、今後も利用者増を大きく期待することは難しいと思います。

その点、デマンド型乗り合いタクシーは、自宅や指定の場所から目的地まで、住民の希望時間帯、乗車場所等の要望に応じることができ、全地域の移動サービスを提供することができます。また、運行経費において、例えば利用料金が1回300円とし、それとは別に利用者登録をしてもらい、登録料を負担していただくなど、財源確保として考えられます。コミバスよりは運行収支率はアップし、投資効果の期待と路線定期型交通コミバスにない利点が多く存在し、使い方によっては地域住民の移動手段の確保に向け、心強い味方となってくれる可能性を秘めております。

私は、運行経費約3,000万のコミバスと、運行経費約1,500万のデマンドタクシーを併用運行してほしいと要望していますが、町長は財政難のため、現行のコミバス運行を継続していくとの答弁を繰り返されております。

今、国では、地域再生法の一部改正に伴い、地方自治体が行う自主的・主体的な取り組みを支援する目的で、地方創生推進交付金が今年度、創設をされました。概要は、事業費の2分1を国が助成、計画認定期間は5年度以内とされ、安定・継続的に事業が行える交付も可能とされているのが特徴であります。第1回目の申請は終わりましたが、第2回目の申請募集は、秋、冬ごろを予定されております。

地方創生推進交付金において、本町では、先駆対象事業例の都市のコンパクト化や公共交通網の再構築が該当し、現在のコミバス運行のみでは申請は難しいのではないかと私は思います。本町の場合、認定を受ければ、併用運行経費約4,500万の町費が2,250万となり、現行のコミバス運行約3,00

0万円の町費が軽減されます。認定期間内にコミバスとデマンド型乗り合いタクシーを併用した公共交通網の再構築と経費等を徹底的に検討する必要があります。真の公共交通空白地帯解消が期待できるコミバスとデマンド型乗り合いタクシーの併用運行を早急に検討され、募集時に応募できるよう準備すべきと思いますが、どのようにお思いですか。

以上3点について、よろしく願いをいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大きな1点目についてお答えします。

(仮称)平群・信貴山麓線の整備について、順次説明させていただきます。

まず、(仮称)信貴山麓線は、椿井地区の国道168号線椿井交差点南から近鉄生駒線をアンダーパスし、三郷町の都市計画道路信貴山麓線へ接続する総延長約600メートルの構想道路でした。当該構想道路の整備については、平成6年3月議会で馬本議員から御質問いただいております。当時の周辺道路環境は第二阪奈道路の開通、椿井橋のかけかえや交差点改良など、さまざまな計画整備が進められており、さらなる交通渋滞が予測される状況下にありました。そのため、本町といたしましても、(仮称)信貴山麓線の整備は、広域的な道路ネットワークの形成を図る上で重要な路線であると答弁しており、また、道路の整備に加え、周辺の大規模な土地利用計画もあったことから、当該構想道路を第4次総合計画に位置づけた経過がございます。

当時は、当該道路の整備について、三郷町とも幾度と協議を重ねてまいりましたが、三郷町では、都市計画道路信貴山麓線の整備について、地域住民の理解や協力を得ることが困難であり、全線開通のめどが立たないという状況にありました。そのため、(仮称)信貴山麓線の整備は実現に至らなかったという経緯がございます。

したがいまして、平成20年策定の都市計画マスタープランからも構想道路から削除したものであり、第5次総合計画策定についても、三郷町の道路整備に具体的なめどや情報もなく、本町における主要骨格軸となる幹線道路のみを第5次総合計画の土地利用構想図に位置づけました。

2点目の三郷町との協議についてであります。三郷町の都市計画道路信貴山麓線が昨年4月に全線開通したことを受け、本町といたしましても、(仮称)信貴山麓線の整備について再検討いたしました。検討内容につきましては、当該道路を整備することで周辺道路の慢性渋滞や交通環境の改善が見込まれ、沿道の適正な民間開発の誘導や本町都市計画マスタープラン、南部地域の空閑地



の課題解消など、さまざまな事業効果が期待できる。一方で、鉄道のアンダーパスや用地の問題など、当該道路の整備には膨大な事業費がかかると予測されております。また、本町が現在抱えている道路事業において、都市計画道路平群西線の未整備や平群駅東側道路の改良、川原路線の改良など、さまざまな道路事業を限られた道路予算の中で計画的に実施していく必要もあります。

いずれにいたしましても、(仮称)信貴山麓線の整備は本町南部地域の都市計画、空閑地の解消、広域的な道路ネットワーク形成という観点から、(仮称)東西線の事業化にも大きなメリットがあると考えますので、今後は、三郷町と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

1点目につきましては、三郷町のいろんな事情があったということも、今、御答弁いただきまして、平群町も平群・信貴山線よりもほかの幹線道路に重要な事業がいったんで、第5次総合計画については構想道路から抜きましたという御答弁をまず言っていたきたい。

基本的に、抜くこと自身が私はナンセンスというふうに思います。都市計画道路というのは、皆さん御存じのとおり、幹線から主要幹線へと続く、要するに、接続要件が最低必要でございます。そのためにおいても、三郷町の信貴山麓線、平群町で言うたら、第4次総合計画では平群・信貴山線ということになるわけですが、それがちょっと今後見直しせねばならないんじゃないかなというふうに思います。

それで、昨年、三郷町も山麓線が開通されたということで、しかし、美松ヶ丘の近鉄のところをとまってる。しかし、接続部分は平群町の樺井交差点、これしていただくことによってね、僕はちょっとおかしいなと思うのは、三郷町さんが平群町に対し、都市計画決定を打っていただけませんかとかね、いろんなそういう話に持ってこられるのが本意だと思います。というのは、平群町も東山の駅から生駒領分を通過して西線ですな。たしか、生駒市の行政界にまたがった都市計画道路も完成をしておりますけども、つないできちっと主要幹線へつながりというのが本意でございますので、そういうことはまだこの間、開通されてから来ておられるんか、そこまで来ておられるんか、ちょっと私はわからないけども、本意としては。それを、ここで来ている、来ておられないということはあえて聞きませんが、都市計画道路を決定した上においてはね、やっぱり行政またがる最初の構想道路があって、都市計画道路が決定を三郷町はさ

れておられるというのが基本でございますので、道路行政はそういう行政でございます。こっちから三郷町へ協議しに行く、それは大事な問題やけど、質問においてはね。今、最初の問題では、平群町は第5次総合計画で消されたということはね、ちょっと勘違いしてはったんか、それにうかってしてはったんか、平群町がですよ、そういうふうに思いますんで、あえてそれをここで追及することは私はしません。要するに、その意味がわかっていただいたらそれでいいけど、その理解はしていただいていますか。その点どうですか、まず1点目。

次に、2点目について。2点目については、協議をしに行ってもらおうということで、それはそれでいいんですけどね、僕ね、寺口課長に関心したのはね、感謝したいというのはね、広域を見て、将来、新奈良病院が完成する、郡山市と奈良市の行政界のところね。そこで、東西線、平群町がひとつの三郷町とのネットワークを見据えた道路行政をというふうな御答弁を今いただいた。これはなかなか、やっぱり生駒郡一つというような気持ちであり、三郷町の住民さんの方も平群町の住民さんの方もみんな緊急の場合は一緒やと、命を大切にされる。三郷町さんにとっても命を大切にされる将来の道になることは、平群・信貴山線ですな、このことは間違いないと。

だから、今後ですよ、三郷町さんが来られた場合、こっちからお話、協議された場合、広いネットワークの意味を兼ねながら、兼ねながらですよ、東西線についても、きょうは東西線の話とちゃうんですけども、この平群・信貴山線を開通していただくことよって、将来の三郷町の住民の生命、財産並びに災害時の対応策としても非常に役に立つんじゃないかということは理解していただけるもんやと思いますので、そこら辺、よく三郷町さんと御協議されて、こっちから行く、あっちから来るのは本意とか、そういうことはもう大きな気持ちを持ってですな、こっちから行かなくても私はいいと思う。けれども、基本的に三郷町さんは接続をされてないから存続という形で、原則存続という形で見直しがなっている、それは当然なことや、幹線道路につないでないから。けども、平群町の広域にまたがる道路であったということは間違いのないことよって、また心機一転、心を新たにしてですね、お金は多額のお金がかかると思います。そこをよう考えていただいでですな、また平群と三郷町さんがともに連携しながら、将来の道路のネットワーク構想でんな、一緒に御協力していただいで、平群町の住民の生命も守る、命もすぐに守れるというふうな緊急時の対応のためにもね、ひとつ早急に三郷町さんのところへ行っていただいで御協議していただくことをお願いし、この件についてはこれで結構でございます。

2番目で結構です。次、お尋ねをお願いします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、2項目めの子育て世代の支援をに関する御質問にお答えさせていただきます。

議員からいただきました子育て支援策の一つで、現在、課題の一つとなっているこども園への通園方法としての御提案をいただいた駅前送迎保育ステーションにつきましては、いわゆる公共交通政策の一つとして着目されているパーク・アンド・ライド方式を園児の送迎に応用してみてもという発想の御提案と受けとめます。

御承知のとおり、こども園の通園方法につきましては、こども園が平成27年度、昨年度より新園として開園した際、さまざまな協議・検討を経る中、町の最終判断として、保護者がその責任において、自由な手段で直接園まで送迎していただくということを結論にしたところであります。そして、その方針のもと、町としても送迎駐車場の確保やコミバスの利用促進を図りながら、昨年度、開園スタートしたところであり、現在、この方針に基づき、保護者との対話も適宜行いながら、理解や協力を得、少しずつではありますが、落ち着きを見せております。

御提案をいただきました送迎手法や、そのためのステーション設置につきましては、今のこども園の送迎実態の現状とも照らし合わせて、町として、そのことによる職員の負担と、それに見合う効果や利便性がどれほど見込めるか等々について、十分な検証が必要というふうに考えます。

そうしたことから、御提案の件につきましては、今後の通園状況も見きわめ、現在進めているこども園の育友会との協議の中でもその提案の紹介をさせてもらおうと同時に、実際に通園送迎されている保護者の方々の意見にも耳を傾けながら、対策として実効性のある効果的な手法になるかの研究をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

この問題、質問させていただいたのは初めてのことやから、即回答いただきたいというふうには一切思っておりません。これはあくまでも提案でございますので。しかし、今、育友会の方々とか、学園に送迎されている保護者の意見を聞き、効果的な手法による研究をしていきたいという御答弁をいただきました。保護者の御意見をまず聞いていただきたい。これは私は原点としたいと思います。

というのは、子どもは将来の子ども、やっぱり平群町が、持続的に考えると、小さな子どもを持つ、特に共働きの御夫婦の方にとっては、未来の平群にとって重要な役割を果たす施設に私はなるんじゃないかなというふうに思いますので、今後、この問題については、また再度、機会がありましたら質問させていただきたいと思いますので、まず調査研究をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

この問題はこれで結構です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、公共交通空白地域の解消についての御質問にお答えをさせていただきます。

本町の公共交通の目的といたしまして、健康維持に働きかける、世代を超えて交流に寄与する、観光支援等の地域活性に寄与する等を掲げているところでございます。

コミュニティバスにつきましては、住民の皆様の要望や意見を反映をさせながら、ルートやダイヤを今日まで改正して運行しているところでございます。今年度の計画でございますが、本年5月に開催をさせていただきました公共交通特別委員会の計画内容と若干変更がございますが、平群駅西土地地区画整理事業の進捗に伴いましてですね、平群駅からこの間の一方通行の解除も今年度、計画もされているということも聞き及んでおりますので、そういったところでのルートのダイヤの改正を現在、計画しているところでございます。

また、かんぼの宿、あるいは大型商業店舗、これはイオンビッグであります。また、ゆめさとこども園の通園についても保護者等の意見を聞きながら、現在協議を重ねているところでございます。

また、町道平群駅前東線拡幅計画によりましてですね、これはバイパスから踏切までの間でございますが、国道バイパスから駅前への交通が活性化されることが予測されます。これは、前にも申し上げておりますが、ルートの改正もこれを視野に入れた中で、現在、コミバス運行を行ってまいりたいと答弁をさせていただいておるところでございます。そのようなことで御理解賜りますようお願いしたいと思っております。

平成28年度につきましては、コミバス運行事業に地方創生加速化交付金、これは100%でございますが、補助事業として、現在運行しているところでございます。議員お述べの地方創生推進交付金の認定ということでございますが、これを受ければ確かに運行経費が、現在、運行経費につきましては、コミ

バスとデマンド合わせて4,500万というふうに試算をしておりますが、これの町費が2分の1、いわゆる2,250万の運行経費が軽減されるということになります。また、現行のコミバス運行経費につきましてはですね、現在、約3,000万ということですが、町費の運行経費が1,500万軽減されるというふうに考えています。本町といたしましては、基本的なところでございますが、29年度につきましても、コミバス運行を対象事業として地方創生推進交付金の活用ができるように関係機関と協議をしてみたいというふうに考えております。

コミバスとデマンド型タクシーの併用運行についての議員の御提案につきましてはですね、本年6月議会において、町長のほうから、公共交通に関するまちづくりの政策等の考え方が述べられたかというふうに思っております。本町といたしましては、現在運行しておりますコミュニティバスの事業検証を行いながら、利用者増を目指し、住民の皆様喜んでいただけるコミュニティバスにしてみたいというふうに考えております。御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

理解でけんから質問してんねや。質問させて、再質問させてもらいます。

僕にしたら、地方創生推進交付金という新しい新型の交付金が5年間の対応できたから、それは新しい組み合わせやったらデマンドとコミバスを組んだら新しい政策やから、国が認めていただけるんじゃないかなと思って、今回は提案させていただいた。財政的にも2分の1の軽減していただいて5年間といたら大きい金になりますんでね。しかし、町長は、6月といい、今回の答弁といい、今のコミバス運行でルートとか、いろいろなことを変更しながら、そのままやっていきますということで、今回の地方創生推進交付金についても、その形のコミバスの形で申請をしていくということで総務防災課長が御答弁いただいたんやけど、果たしてこれ、もしもですよ、認定されへんかったら、これはわかりませんが、国が決めること。認定されれば5年間、認定されなかったら町単独事業になる可能性も私はあるんじゃないかなと。そうならば、一つの安全運転じゃないけども、政策的に地域の公共交通のデマンドタクシーとコミバスを併用した運行を国のほうへ認可申請されたらどうですかというふうに御提案をさせていただいたわけやけど、それは町長と私の考えの違いやから、それはそれで、あえてこれ以上突っ込みませんけども。

財政厳しい、財政厳しいと言いながらもね、その後で、もしもですよ、とれたら一番うれしいんですよ。1, 500万助かるんやから、5年間。とれへんかったからといって、ここではっきり言うておきませ。行政はあえて追及はしません。責任とれとも言いません。しかしね、一つの提案、ひとつテーブルにのせたらどうかというようなお気持ちにならへんのかなと、行政側は。それでいつも理解ください、理解ください、理解できへんと。

僕やったら、テーブルに二つ持って行って、一つ、いろいろな機関に聞きながら、こっちのほうやったらこっちのほうに認定されるんちゃうかというふうな、ひとつの添削じゃないけど、僕やったらやるけどな。これはもうほんまに、言うて悪いけど、1, 500万補助金ついたらいいですよ。つくことを、町長、願うてますけどもね。けれども、こっち、僕言うたやつやったらそっちの可能性のほうが僕はウエート重いと思うよ。これだけ言うておきますわ。

そこでや、町長はずっとこのコミバス、コミバスを僕はあかんと言うてないねん。そのままでもう廃止せえと言うてない。併用されたらどうですかと言うてる。町長ね、ちょっと聞くけどね、コミバスって誰のためにあるんやろう、原点に戻って。誰のために移動需要に対応する必要があるのか。地域住民の移動需要を把握した上で、一定の財政的制約下において、どのような運行方式を選択すべきかということですよ。

そこで、ちょっと一つ御提案させていただきますけども、本題に入りますけども、町長あのね、平成22年、コミュニティバスを平群に導入する上においてアンケート調査とってはんねん。これね、平成22年8月26日ですよ。町長、デマンドもとっていただけますか、どうですか。まして、これだけ長い間続いている、まして、最低需要基準、28年度ですか、すれすれの路線もありました。それやったら、誰のための移動手段でつか、町長。デマンドにおいても、担当課が4駅からタクシーを利用した場合、どのぐらいかかるんかという調査もしていただきました。それについては感謝をしております。しかし、住民にとっての要望に対して、何でアンケート調査ひとつ、御提案させていただきますけど、町長どうですか。これ、政策的なもんや。22年ですよ、今から6年前か7年前にとってますねん、アンケート調査。そのときには、デマンドは一切入ってませんねん。

というのはね、町長、去年ですか、11月の町長の町政報告会、町長されましたわな、中央公民館で。ある方、手挙げはってん。うちの自治会としてはデマンド入れてほしいわって。わし、そこにおりましてん。ねえ、町長。あこで言わはるということはよっぽどやで。ということは、全部にデマンドどうですかということをおね、選択のやっぱりね、余地とってやってください、住民に

としては。というのはね、高齢になって免許証が返納もされるんでしょう、今。その時代になっているでしょう。それによってコミュニティバスの回数券を渡し、対応してはんねやろう。まして超高齢化社会の平群町でっせ。

今の定期型の路線バスではね、コミュニティバスですねけど、それでは全部の公共交通の解消はできません。無理ですね。これはもう、道路といい、物理的に無理なんですよ、バスの停留所がある以上は。ドア・ツー・ドア、デマンドタクシーやったら、みんな要望に応じて行ってくれはるやん。これが優しい、お年寄りにとって、また住民にとって優しいまちづくり。岩崎町長って優しい政策してくれはったなって。

三郷町行って聞かはったことありまっか、町長。平群の人、言わはった。馬本さん、三郷町ええなって、年とったら、デマンドタクシー、ずっと行ってしてくれはるわって。こんな助かることないわって。昔は万代、今はなくなってますけど、今、生協さんもずっとバス停あるじゃないですか、三郷町の。まして王寺駅まであるじゃないですか。町長も理解してはると思う。財政的にあかんとか言うならば、さっきの政策は改めて言いません。地方創生推進交付金をあなたが選びはったらよろしいねん。それより、住民が望んでいる、誰のための公共交通ということに、デマンドに対してのアンケートをとっていただけますか、どうですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、議員のほうからアンケートということで、貴重な御意見をいただきました。これにつきましてはですね、現在、本町といたしましては、3ルートのコミバスの運行等を実施しており、基本的には幹線道路を中心にですね、公共交通空白地の解消を目的に運行しております。また、前段でも申し上げておりますが、いわゆるバイパスからですね、平群の踏切までの間の拡幅も含めて、ある意味プラス、いわゆる公共施設の再編というところで、今現在、いろんな方の御意見も含めて、公共施設の再編、集約化も含めて、今現在、検討しているところですね、人の動きが今後やっぱり変わってくるだろうということも予測していかねばならないし、平群の駅前にですね、いわゆる集約した形での公共施設が張りついてくるといことは、ある意味、そこを中心とした公共交通のあり方もやはり考えていくということも含めて、まだまだこれから、コミバスについてはですね、進化と言うたらちょっと表現がおかしいかわかりませんが、そういった意味では、まだ余地があるかというふうに思っておりますので、いまひとつですね、今公共交通の体系を見ていただきたいなというふうに思っ

ているところでございまして、コミバスとデマンドの併用についてはですね、以前から申し上げておりますが、なかなか、現在、平群町にとって厳しいかなという意味から、アンケートについてももう少しお時間もいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

あのね、課長ね、今、えらいこと言うてんねんで、あなた。みんなどう聞いてはるか知らんけど、あなた、こない言うてん。コミバスは幹線道路を中心にしか走ってませんと言うたやんか。ほんなら、幹線道路とちゃうとこ何でフォローすんねん。それで、公共交通空白地域、解消でけんのかいな、答えてみ。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

基本的には、幹線と申しますが、いろんな道路としては、幹線プラス、もちろんそれは春日丘でありますとか、いわゆる幅員の狭いところも行っておりますが、基本的には大きな路線の中でバス停を設置して運行してるという大きなところでの答弁と、私の考えというふうに思っております。

○議長

馬本君。

○12番

ほんなら、答え出てるやんか。そんな無理やり言う必要ない。物理的に、コミバスの大きな幅から見て、それ以下のところは通られへんねんから、誰が考えても一緒や。そういうところしか通れないコミバスですけども、それを私はフォローできるシステムとしてデマンドタクシー並びに、その幹線道路を利用するバスを利用したいんやけど、バス停まで行かれへんねんという方についても、そういうデマンドタクシーの対応できるお年寄り並びに、三郷町は90%は高齢者の方と聞いてますねけど、特にお年寄りの方が利用しやすい、「ああ、平群に住んでよかったな」と言っていただけ、また外出していただくことによって寝たきり老人をつくらないといういろんな政策もあるし、人間同士のコミュニティーも開けてくるし、そういう移動手段をね、経堂君は理解していただいていると思う、町長も理解していただいていると思いまっせ、町長。財政的、財政的って、町長、それはそれでよろしいけどな、1,500万、そのぐらい1,500万円引っかけますのかいな。



そこで、アンケート、私、ここで言うてもいたし方ないから、アンケートを住民がどんだけ望んでおられるか、アンケートをとってもらうのが、住民のための平群町やんか、住民のための行政や。どうでっか。アンケートをとっていただく準備をして、まずアンケートをとるにはいろんな準備しやないかんから、準備に入っただけですか。その答えだけひとつください。

○議 長

町長。

○町 長

まずですね、コミュニティバスと、コミュニティバスの3ルートを維持しながらデマンド交通を導入するという事は、平群町といたしましてはできないなと思っております。

特にですね、今、収支比率のこともずっと馬本議員から御指摘いただいております。平群町といたしましては、収支比率をできるだけ上げて、多くの皆さんの御理解を得ていきたいなというふうに考えているところでございます。それが一つございます。コミバスとデマンドにつきましては両立できないというふうに考えております。

誰のための公共交通かということでございますけども、今現在、平群町では近鉄電車とNCバスが走っておりまして、そのNCバスの走らないところについてですね、できるだけ多くの住民の皆さんの利便性を考えて、コミュニティバスを幹線道路を中心に走らせておるところでございます。地図上で見ますと、たしか半径300メートルだったと思っておりますけども、ほぼ平群町の大型の住居があるところを、一部は除きますけども、ほぼ公共交通としてクリアしてるんじゃないかなというふうに考えております。

そういうことからですね、公共交通会議におきまして、平群町の考え方として、歩いてバス停まで行っていただく。歩くということが、今、おでかけ健康法という県の提唱もございまして、非常に歩くことが健康維持、介護に陥らないということで、県を挙げて、平群町も推奨しているわけでございます。一つが健康維持に働きかける公共交通であると。2番目に、学校とか県にも、園児にも利用していただけるコミュニティバスを目指しておりまして、完全ではございませんが、それに向かって、今現在、努力をしておるところでございます。そのことによりまして、世代を超えた交流が図られると考えております。

三つ目が、町内の方だけではなくに、町外からの方にも利用できるコミュニティバスを推奨いたしております。そのことによりまして、観光の面でも寄与できるんじゃないかということで、町の発展に寄与できるコミュニティバスという考え方でやらせていただいております。

そんなことをございまして、それに加えて、先ほど答弁いたしましたように、今、駅前が大きく変わろうといたしております。駅前線、そしてバイパスまでの駅前線の東線ですね、その開通といったことがもう目の前に来ておるところでございます。また、かんぼの宿、イオンビッグへの乗り入れ、またゆめさとこども園等への乗り入れのダイヤのことにつきましても、今現在、協議を行っているところをございまして、将来的には別にしまして、今の段階ではデマンドを導入する考えはございませんので、考えがないことについてアンケート調査をすることはいかがなもんかと思っておりますので、アンケート調査につきましては、現時点では考えてないということで御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、原点に戻ろう。何でデマンドタクシー要らん。まずそれ1点。デマンド考えてないから、アンケート調査は必要ない。1点目な、その一つからまず言うて。何でデマンドタクシーあかんの。わしは、コミバスはそのままでええよと言うてんねんで。併用してデマンドどうですかと、こう言うてる。根本的な理由は財政的な問題ですか。それ、どっちですか。

○議 長

町長。

○町 長

財政的な問題もございまして、一つは、コミュニティバスがおそらく相当乗客数が減ってくるんじゃないかなと考えております。町民の皆さん、デマンドを導入すればですね、喜んでいただける方が多いというふうに思ってます。しかし、住民の皆さんが喜ぶことが本当にその平群町のまちづくりにとっていいかどうかということも考えなければなりません。そこまで考えた上での話でございまして、例えば、極端に言えばですね、今、課しております固定資産税の超過税率、これもですね、やめれば町民の皆さん、喜んでくれます。しかし、喜んでもらうことが、本当に平群町の将来にとっていいかどうかということも考えていかなければなりません。そこをしっかりと考えて政策というものは練らなければならないと考えておりますので、ちょっと例が悪かったのかもしれない。例が悪かったということであれば、その点につきましては申しわけなく思いますけども、例えばの話でございます。

例えば、もう一つ言えばですね、介護施設におきましてもですね、例えば食事をするのに、なかなかスプーンで御飯がすくえない方がいらっしゃいます。

それで、介護する側が見かねて手を差し伸べて口まで運んでやる、そのことが本当にその方のためになるかと言ったら、なかなかそうじゃないということが言われております。布団をたたむのにすごく時間がかかる。時間がかかってもその方にやっていただく。やっていただくことを毎日毎日繰り返しておれば、介護度が逆に下がってくるという事例がありますということ介護の仕事に携わっておられる方が言っておられます。そういうことも含めてですね、いろんなことをやっぱり考えていかなきゃならないんじゃないかというふうに私は思っているということです。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、あなたの例えは例えでよろしいけどね、そんなものちゃいまっせ。要するに、みずから食べようとしたって食べられへんねやんか。介護の施設ってね、皆さん違うんですよ、食事も。同じ食事であっても、ミキサーで食事を流動食の形で食べていただく方、普通の御飯で食べていただく方、みんな違うねんで。

それは、介護の話は別として、町長ね、財政的な問題ではないよと、こうおっしゃった、これはめずらしい答えや、この御答弁。しかし、それをするとコミバスの乗客が減るよって、それはどういう意味やねん、これ。それはどういう意味やねん。これは大きい問題やで、町長。ということは、コミバスということは、デマンドをあなたは脅威に感じてんねん。脅威に感じるんちゃうねん、住民が望んでんねんということあなたを理解してんねん。それで、バスはバス、コミバスは廃止したらあかんと言うてんねん、僕は。それを、コミバスはコミバスで最低需要基準を満たすようなルート変更とか、いろいろまた考えたらよろしいねん。

それで、アンケート調査しません。これは住民を無視してますね、町長、今の言葉は。大きな失言と私は思いますよ。これ、全国放送流れんねんで、この放送は。そうやったら、コミバスを入れたのは失策やったんかってなるで、3台入れたの。そうじゃないねんて。何でも一緒。そのとき、そのときに法律も変わるように、いろんな介護保険法も法律によって改正されるわけや、いろいろ、どんな法律も改正はされる、改正はやで。そやから、今、言うてるように、コミバスはコミバス入れた平成23年はそれでよかったって言うてますねん、僕は。一定の基準はつくりました、最低需要基準はつくりました。これはこれでよろしいやん。けれども収支比率、これについて云々と町長がおっしゃった。僕は言うてないよ、町長がおっしゃった。町長、収支比率、10%いってませ

んやん。町長はどない言うてんねん。15%を町は一つの目標にするとおっしゃった。県は20%。デマンドタクシー、三郷町は30%、収支比率。それ以上いくと、デマンドタクシー入れると、コミバスはもっと収支比率が下がって、コミバスの乗客が減るやろうという危惧を感じるさかいにデマンドタクシーは入れない。ということは、これは失礼やけど、住民本意の考え方ではないということをごここで明言しておきましょう、どうですか。

まして、高齢化の時代でっせ、平群町。どんなに望んでおられる方がおいでになりますか。そやから、ここでとやかく議論、何回も定例議会ごとに私は一般質問させていただいてますけども、町長、住民のお声を聞きましょうよ、一遍。住民のお声を聞きましょうよ。もうその時期に来てるんじゃないですか。町長、どうですか。

○議長

町長。

○町長

同じことになりますけども、デマンドを導入しますと、当然コミュニティバスの乗客が減りますよ。おっしゃるとおり、デマンドタクシー、すごく便利がいいんですよ、おっしゃるとおり。だから減りますよ。それがいいかどうかという議論はまた別に、先ほどからもしてるとおりですけども、減れば収支比率が悪くなります。今でさえ、空気を運んでおるやないかと言われていたような、収支比率が悪いと馬本議員から指摘されていることがますます悪くなるわけです。それで廃止しない。廃止しないのであれば、もうこれは財政の無駄じゃないですか。そうになってしまうんですよ。コミュニティバスとデマンドを導入すれば、当然財政はその分圧迫するじゃないですか。厳しい財政がますます厳しくなると、そういうことでもあります。ですけど、デマンドが非常に便利だということは、私は認めてますよ。便利過ぎるんですよ。誰でも乗れるんです。便利過ぎるわけです、極端に言いましたら。

それで、お年寄りはどうするんかと。お年寄りの方も元気な方はバス停まで歩いてくださいと。平均したら、100メートルから300メートルぐらいです、歩いてくださいと私は申し上げてるんです。それで、バス停へも行けない方、それは福祉の政策で手を差し伸べないかんわけですよ。それを私はずっと申し上げておるわけです。それで、今、社協がやっていただいている福祉有償運送につきましても協議の上、10月から試行運転ですけども、させていただくと。様子を見て、これは非常に需要が多いということになればですね、また4月から有償運送の拡大も考えていただくと、そういうことになろうかと思うんです。

そのほかにも、福祉タクシーという制度も平群町ではやっております。本当に困られた方には最後、手を差し伸べるのが行政です。そのほかは歩いていただいて、本当に交流していただいて元気になっていただく、観光にも活用していただくと、それが今の公共交通の町の考えでありますし、また公共交通会議の考え方でもあります。それで、やる意思がないのにアンケート調査はいかなものかということでございます。平成22年にアンケートをとった。確かにとったような気がしますが、それはコミュニティバスをやるということを前提にしているわけです。ですから、そのアンケートはちょっと意味が、趣旨が違っていると私は考えています。

○議長

馬本君。

○12番

町長、四季折々、春夏秋冬とあんねや。天気ばかり違いまんねや。雨降る日もあるし、雪降る日もありまんねん。それを歩いて行けってか。これは、はっきり言うときまっせ。私が言うてるのは、基本的に公共施設に行かはんねん、大体。それとお医者さん、買い物に行かはんねん。特にお医者さんと言うたら、行かなければならないねん、その日に、予約というのがあんねん、町長。ただし、外へ出て、買い物に行くだけ違いますねん。その人、その日に医者に行かなかつたら、それでもバス停は遠い、歩くの大変。雨降った、傘きて大変、途中で高低差のある平群町、けがした、行きどうでも行かれへん、町長。それね、町長とこんな議論するようになってね、私ちょっと喜んでまんねんで、町長、正直な話。何でって、デマンドタクシーは便利ええということをお前は認めた、ここで。住民が望んでいるということをお前は認めた。それでアンケート調査はしない。町長、一遍しましょうよ。コミバスを入れたときにアンケート調査ってはんねん、これ、平成22年。デマンド導入について、一遍住民の意見聞きましょうよ。聞いて、あなたが危惧されてるように、コミバスの乗客が減った、収支比率も減った、最低需要基準も減った、これはこれでまたルートを変更したらよろしいやんか。いろいろ考えたらええやん、議会と行政が両輪になって。ちゃいますか。考えていったらええねん。それが政策と思いますよ、町長。

町長、そのお考えは、デマンドアンケート調査をとった結果、デマンドを入れよという方が多かつたら、要するにそれが住民の声やからな。どうなるか知りませんで。またそれもとらないということは、前でシャットアウトしてんねや。今の政策は正しい、コミバスは正しい、今の3台入っているのが正しい、もうそれしか言わない。あとは福祉の有償のほうへ力を入れるだけのことしか

言うてない。全然、住民のニーズに合った公共交通の政策では私はないと思うよ。

奈良交通であってもNCさんであっても、バスはいろいろ変わるんですよ。ルートも変わるし、いろいろ変更もしていくんですよ。例えばステップバス、昔やったらね、年寄りの人、ステップバスつけたり、そういういろいろサービスしていくねん、民間。これね、公共交通でコミュニティバスを入れたとき、財政のことをあなたは考えて入れられましたか。収支比率考えて入れたか。あなた、入れてないやん。コミバスだってね、言うときまっせ、最低需要基準、あなたは4年間無視したんですよ。言うてること全然違うやんか。本当ならば、南ルート廃止になってるねんで。それをあなたはせえへんかったんや。俺はきつく追及しなかったけど。あなた、そこまでおっしゃるならば、あなたたちが決めた基準じゃないですか。その基準を無視したんですよ、あなた方は4年間。覚えてますよ、この件については、常に議会で3月ごとに質問させていただいてんねんから。

いや、コミュニティバスは、今度デマンド入れたら、余計コミュニティバスが減りまんねん、収支比率がこうでんねん、財政的により圧迫云々と、基本的に200万そこそこしかないんですよ。220万ぐらいでしょう。そんな収支比率を離れたのが公共のコミバスなんですよ。それで私は認めてんねん、町長。そやから、デマンドについてね、住民がね、どのように考えてるか、町長は便利ええという御答弁いただいたんやから、町長もまだアンケート調査の準備ぐらいの認識はございませんか。絶対ないんやったら絶対ないと言わはっててもらっても結構なんですよ。また12月議会で聞きますから。私はそなん、絶対に引きませんで、町長。私は政策を言うてるだけやから、執行側はあなたやから。あなたは2万人の1人や、わしらは2万人の12人やから、チェック機関で弱い機関や、あなた方を思ったら。けれども、みんな住民の信託を受けた議員や。あなたも一緒や、立場。町長どうですか。アンケート調査について、ちょっと調査研究ぐらいはしていただけますか。どんな感じですか。

○議長

町長。

○町長

先ほどから申し上げますようにですね、今、平群駅前広場にですね、バスの乗り入れが近々行われると。今、乗り入れておりますけども、駅前線の相互通行が開始されると。そしてまた、平群駅前線の東側のバイパスまでのルートが徐々に確保できそうな状況になってきております。そういうことも含めましてですね、今現在、コミュニティバスのダイヤルート見直しに取りかかろうと

しているところをごさいますて、まずはその結果を見ていきたいなと考えております。したがいますて、現時点におきまして、アンケートを考える段階には至っていないということで御答弁とさせていただきます。

○議長

馬本君。

○12番

町長、私はね、私個人の政治家としての考え方ですよ。私はお願いしてんねん、町長、お願いでっせ。私、はっきり言いまっせ。デマンドタクシー入れてほしいって、署名活動一切してまへんで。私、しましたか。一切しまへんで。わしはこの住民の代表やと思って私はしません。そういう考え持ってません。みずからアンケート調査もとりません。これは、なぜとらないか。あなた方が執行権者、財政持つてる、お金持つてるあなたたちが決めることやんか。アンケート調査、金要るでしょう。こっちはお願いの範疇やんか。住民の皆さんから信託受けた住民としてお願いしてるんやんか。

いろいろ政治家はやり方あります。私のポリシーは、ここであなたにお願いします。本会議場で常に、委員会とかでお願いします。しかし、あなたはそれを一切とる気ない。いつになったらとる気するんやと言うたら、ルートを変更して、イオンビッグさんとか、そこの今言うている3,400平米の駅前のハブの施設ができてルートを変更してから、見て考えますという考え方ですか。それに沿って、その考え方でいって、収支比率15%、最低需要基準が達成するまで待っててくださいという意味でっか。その点どうでっか。そういうとり方でよろしいんでっか。

○議長

町長。

○町長

今、そのことについて確たる御答弁は差し控えたいと思っております。私の考えがですね、先ほどから申し上げているとおり、平群町におきまして、デマンド交通を導入することが平群のまちづくりとしてですね、私自身はあんまり向いてないなというふうに考えておりますので。ただ、今、ダイヤ、ルートの見直しをしていると。その見直した結果も見てみたいと申し上げておりますので、その時点でいろんな考えがまた浮かぶかもしれませんし、今の時点で、その後にアンケートするかという約束はいたしかねるということでございます。

○議長

馬本君。

○12番

これは、町長と常にこの件については平行線。町長も頑固か知らんけども、町長、あなたは住民の信託を受けた町長でっせ。これだけは忘れないようにしてくださいや。私も住民の信託を受けた議員や。あなたはその政策は正しいと言うた。デマンドタクシーは住民にとって正しいと言うたやんか、今。便利ええと言うたんや。けれども、それを利用することによってコミバスが衰退していくことは懸念されますというような言い方で言うた。間違いやったら間違いやと言うてくださいや。乗降客減ると言うたことやから。そのときはそのときに私は考えたらいいと思う。議員もみんな寄って考えたらいいと言うてんねん。それがデモクラシーや。議会というのはそういうところや。なあ、町長。

この問題も、議長も思っておられるかもしれんけど、何回言って平行線やからね、もう時間はあえてもうこれ以上とりませんけどもね。町長、次、12月議会予告しておきますわ。収支比率いきますよ、次。コミュニティバス。もう1回最低需要基準のそれもいきます。その感想をみんな聞きます。それと、アンケート調査、とってくださいということをまたお願いします、デマンドタクシーについて。一応予約はしておきますわ、12月議会の。

私は、この点については住民からよう言われますねん。「馬本さん、デマンドタクシーいつになりますか」って。住民の声、それみんなお年寄りの方ですねん。車に乗っておられない方、持っておられない方、バスまで行きたいんやけど、雨が降ったら大変やねんと。夏は暑いねけど、もう行かれへんねんと。家のクーラーの中おんねん。医者行かなあかんさかい、無理やり停留所まで行ってねとかね、いろんな方おいでになりますねん。大概聞くと、病院の方が多いですね。予約やから、その時間に行かんとあかんから。その点も町長、よう踏まえてね、今先ほど、一つの助かりは、現時点ではアンケート調査は考えていないという御答弁をいただいた。現時点でという言葉を入れていただいたんで、ひとつもう1回、12月に質問できるなということをはらめきましたんで、また12月、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長、私の一般質問、これで終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

職員が入れかわりますので、少しお待ちください。

続きまして、発言番号8番、議席番号11番、下中君の質問を許可いたします。下中君。

○11番

11番、下中一郎でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、2点について一般質問をさせていただきます。



まず1点目、都市間交流の推進をということで通告をしております。

交通機関の発達や通信情報ネットワークの進展に伴い、住民の行動範囲が大きく広がると同時に、国内外の各地とのかかわりが増大してきております。このような傾向は今後ますます高まると予想されます。これは、第4次総合計画の中でも明記されているところでございます。

歴史、文化、スポーツを通じ、さまざまな分野で町外との交流を積極的に進めていくことは重要な施策であり、第4次、第5次総合計画の中にも明記されております。しかしながら、現在のところ、姉妹都市、友好都市という形態をとった提携はされていません。連携することによってさまざまな交流活動を通じて、多種多様な文化、歴史、生活様式に触れることができ、他方、自分たちの住んでいる町に愛着と誇りを持つこともでき、交流のまちづくりにつながっていくと考えられます。

町外との交流の実現に向けての取り組みとしては、今日までの交流や議論を踏まえ、さらに調査研究を深めることと、行政レベルはもとより、住民や団体組織レベルでの交流活動も今日、各種多様活発に取り組まれておられますので、広く住民の皆様と情報交換を行い、交流や協議の場へ積極的に参加することにあります。まずはそのような積極的に参加することにより、可能なところから交流活動をさらに広げ、姉妹都市、友好都市の連携協定に向けて取り組むべきだと考えますが、現在どのような取り組みをされておられるのかお伺いをいたします。

2点目として、防災都市協定の締結をということで通告をしております。いわゆる相互応援協定の締結であります。

災害発生時の対応については全国的に関心が高まっており、緊急時には周辺市町村と連携して対応できる体制づくりが本町でも進められ、現在、そのような取り組みをされているところでございます。台風、大雨、地震などの自然災害は1カ所だけでなく、周辺地域にも大きな被害が発生いたします。そのようなとき、より広域的な他市町村との連携により、災害発生時、緊急時への対応策の一つとして相互応援協定を締結することも必要ではないでしょうか。

緊急時での応援・支援活動や発生後の救援復旧活動が主なものと考えられますが、平常時においても、先進的な防災対策をとられている他の市町村に学ぶべきところも多くあり、自分たちの町の地域防災力を高めていくこともできると思われれます。現時点では三、四市町村を考えられますが、まずはこの近畿地方、関西圏内で一、二町村と締結できるような取り組みを早急にとるべきではないかと考えますが、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

以上、明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員の1点目でございます。都市間交流の促進につきまして御答弁申し上げます。

下中議員の御質問、都市間交流の促進についてでございますが、都市間交流の基本的な考え方につきましては、過去に議員のほうより幾度か御質問を頂戴しております。そこでも御答弁申し上げておるところでございますが、都市間交流につきましては、平群町の意向や共通点だけでなかなか進展するものではなく、俗に相手があることでございます。現時点では、いわゆる交流が可能な自治体とできることからやっていく。また、行政間だけではなく、民間レベルでの交流があるものについては、それをしつかり行政としてもサポートしていくという立ち位置で、今現在、これからも進めていくところでございます。

まず、都市間交流の推進でございますが、本町の第5次総合計画に基づきまして、一つの指標ということで、平成30年度までに提携数2、二つの自治体とそういうふうな締結をするということで、数値目標の達成に向けて取り組んでおるところでございます。

以前でございますが、地名「平群」にゆかりのある自治体に対しましてもアンケート調査を実施いたしまして、その後、それぞれの自治体職員とも直接協議をいたしましたが、現在、結果としまして交流という結果には至っていないところでございます。

現在は、共通の歴史上の人物を有した自治体と、歴史的なきずなや御縁を含めまして交流を深め、交流を発展・拡大していくところに重点を置いて、またさまざまなイベント等にも積極的に参加をしているところでございます。

イベントの参加というところでございますが、どういった具体的な内容ということでございますが、平群町の特産品の販売、また観光の促進ということでの交流、また町民間での交流事業、民間レベルでの他の自治体との交流に対しましても、今現在、行政としてさまざまな支援なり協力を行っておるところでございます。

今後の取り組みといたしましては、交流のある自治体と相互理解、信頼関係を深めて都市間の交流につなげていきたいと考えております。新たな交流自治体につきましては、地理的、歴史的、人的、またあるいは企業や産業といったさまざまな御縁や結びつきを契機とした都市間の交流を進展していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

下中君。

○11番

課長、ありがとうございます。全体的な流れとして、私、質問で述べたように、行政だけでなく、住民レベル、また団体レベルの活動をしておられるところを積極的に参加して、それをつないでいきたいということで、それが基本で、そのとおり進めていただきたいと思います。

その中で、過去に、私、これで3回目でございますけれども、例として、今言われましたように、平群という地名ということで問い合わせもいただきました。それと、私が例を挙げたときには、重要有形民俗文化財の十三塚も取り上げました。それも教育委員会のほうで問い合わせをいただきまして、それをもって両町、両市が握手しましょうかというところまでは行ってないと。これは我々だけが思うだけでなく、先ほど課長のほうから話あったように、相手方もあるということで、その点については、残念ながら、それを手を結ぶ一つの糧とするにはちょっと難しいなというのは前回の一般質問の中、またそれから後のアンケート調査でも言われておりますので、それについてはなかなか難しいなというふうに私も思います。

それと、ひとつ方向を変えると言いますのか、取り組みの方法として、歴史上の人物としてそれを考えていきたいという今の答弁にありました。それについては、以前からやっておられますが、私、少し聞いておるのは、戦国武将を通じて、岐阜県の関ヶ原町と四、五年前からいろんな交流があるというふうに聞いております。その辺のちょっと具体的な取り組みと、それと同じく、同じ戦国で、長浜市もどのぐらいの交流をやっておられるのか。それは、姉妹都市、友好都市を締結しましょうという前提ではなくてね、歴史上、また戦国時代を通じていろんな形でお互い相互訪問するとか、いろんなイベントに参加するということだと思います。それで、関ヶ原町へは数年前から、長浜市もちょっとやっておられると聞いております。

それと、ここ二、三年、一時議論にもなりましたけれども、高知県の須崎市へ相互訪問といいますか、子どもが交流しているというふうに伺っております。それにちょっと、ここ一、二年で具体的な、どのようにされておるのかとか、その辺の感触について、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それと、初めにいみじくも言われましたけれども、第5次総合計画で2町、目標を達成したいということではありますが、残り二、三年でできるのかなという気もいたしますけれども、できるだけ早くすることも大事ですけれども、慌てて、何だという結果になってもいけませんので、その辺は十分に、達成する

のはしなければならぬ目標値ですけれども、なかなかそこまで、ここ二、三年で難しいかなという気もいたしますけれどもね、目標値を定めておられる以上、やはりそれを達成するという意気込みも欲しいと思います。その辺の、今、三つの例を挙げましたときの具体的な例等でどのような扱いをされておられるのか、ちょっと再度お伺いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

下中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、答弁でちょっと申し上げました、今現在、いろんな歴史的な人物であったりとか、そういった地のつながりも含めて、喫緊にといいますか、近年取り組んでおります都市間交流の状況ということで、御報告をまず申し上げます。

まず、歴史上の人物ということで、嶋左近という人物、御承知のとおりでございますが、嶋左近を介した自治体との交流ということで、現在、進めておるところでございます。議員のほうの御質問にもございました関ヶ原町とは、平成24年より、関ヶ原町におきまして、関ヶ原合戦祭りという大きな祭りがされておられます。平群町といたしましては、24年度から、ことしで5年目でございますが、なるべく参加をさせていただきまして、そこで交流を深めておるところでございます。

特に、関ヶ原合戦祭りにつきましては、かなり西日本では大規模な戦国武将の、それぞれの歴史をとらまえたような大きな祭りでございます。平群町のキャラクターでございます左近くんなどを連れてPRに努めておるところでございますが、非常に嶋左近の認知度というのは、あちらのほうは高うございまして、来客といいますか、そこにお越しのお客様のほうから、「あ、左近くん、左近くん、嶋左近だ」というふうなことで、非常に人気といいますか、知名度はいただいておりますというようなところがございます。そこで、嶋左近の紹介だけではなく、平群町の特産品の販売であったりとか、また観光のPR、ブースをおかりしまして、宣伝等をやっておるようなところがございます。

ちなみに、今年度、10月の15、16で開催をされるということでお聞きをしておるところでございます。

次に、関ヶ原だけではなく、嶋左近ゆかりの地ということで、石田三成の家臣であったということで、長浜市のほうともいろいろと交流ということで、進める、何といいますか、とっかかりをつかんでおるようなところがございます。先般も、嶋左近の書状が長浜市の博物館のほうで展示をされたという御縁もご

ございます。ほんでまた、11月に「嶋左近と椿井城」の企画展というのも、今現在、担当課のほうで計画をしていただいておりますので、そういったことを含めて、そういう歴史上ゆかりのある、そういった、いわゆる文化財というのか、そういうふうな遺品というのか、そういうものも町民に触れていただく、見ていただく中で、それぞれの市と町の交流ができればよいなということを念頭に考えておるところでございます。

次に、須崎市でございますが、これも中身につきましては、市長と町長の俗人的なつながりからということで端を発した交流でございますが、今現在は、子どもたちの青少年活動の相互の行き来であって、ことし7月には須崎の子どもたちが平群町のほうにお越しをいただいたということもございます。また先般、8月の27、28でございますが、行政視察ということで、あちらの須崎市のほうに行かさせていただきまして、地方創生なり観光、またまちおこしの意見交換、かなりいい意見がたくさん聞けた交流になったことでございますが、そういうふうな支援と、またこの日に民間レベルということで、うちの町の地域振興センターがあちらの須崎市の道の駅のほうで特産品の販売等をやりました。それもちよっと行政側としてもサポートさせていただいたというふうな取り組みを、今、やっておるところでございます。

主に、今、3点申し上げたのは、喫緊で都市間交流をやっておるといふような状況といいますか、報告でございます。

次に、総合計画の視点から見た、今後の都市間交流のあり方なり、また一定、目標値も定めておりますので、それに向けた取り組みというところでございますが、総じての話になりますが、基本的には、自治体間同士の交流というのは、非常にやっぱり我々、自治体にかかわる職員といたしましても学ぶところも多うございます。また、促進していくべきと考えておりますし、さまざまなイベントや機会を通じまして交流することは非常に大事なことであるという認識はまず持っております。行政、民間、いずれが主体となりましても、形にとらわれることなく、姉妹都市、友好都市を一つの目標にしながら、無理のない範囲で交流を継続していくことが非常に大事ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長

下中君。

○11番

日々のそういう地道な交流が大きくつながっていくということで、今後とも努力をお願いしたいと思います。

特に、関ヶ原町においては、総合計画の中では写真も載せていただいて、合戦祭りにブースをいただいて参加しているということで、今、大浦課長からありましたように、こっちよりあちらのほうが嶋左近は有名やというお話で、これは私も伺っておりますけれども、その辺の歴史上の人物のつながりということで、一步、二歩進めていくということも大切かなと思います。特に今、嶋左近と椿井城ということで、何とか売り出していこうとやっているさなかですのでね、それは一つの起爆剤として進めていただくということ、これはできるだけ早くと思います、私も。

それと、長浜市、これは難しいところで、直接関係あるかということ、なかなか難しいところもございますけれども、多分、我々もそうですけれども、行政側も、長浜市のまちづくりについては何回となく視察にも行っておられると思います。特に、大学を誘致して企業誘致されているというようなところもあって、そういう面で、かなり視察も多いように聞いております。特に、旧市街地のまちづくりについてもいろんな自治体から行かれてるということもあって、そういう近代的な大学、企業誘致とともに、城下町としての歴史ということで、我々、学ぶところもかなりたくさんあると思います。その辺で、やはり我々もそういうところに学ぶということで、おつき合いをさせていただくということで、これも、今後進めていく上で一つの候補かなと私は思います。

その両2市町、関ヶ原と長浜市を有力候補と言いますのかな、その辺もなお一層深化してやっていくというのが一つの方法かなと思います。

よく、例えの例として、先ほども三郷町の例に出ましたけど、三郷町は2カ所ですか、提携されて、もう四、五十年になるということで、ことしも町の50周年で、両姉妹都市の市長が来られました。御挨拶もされておりました。特に、安曇野のほうではリンゴの生産がものすごくあるので、リンゴの苗木を三郷町民の方が出資して向こうで育ててもらおうと、そのリンゴを送ってもらうとか、いろいろなこともあるらしいです。

特にことしは県内市町村、割と市制50周年、60周年という市町村がありまして、そのとき、どの市も町もみんな提携先の市長、町長さんが来られております。せんだっての橿原市の60周年も宮崎市から来られておりました。そのようにして、ご互いがやっぱり交流をされているということで、私どもも、今、課長のほうからあったように、第5次総合計画の目標値に近づける、それを達成するという意気込みで今後とも進んでいただきたいと思います。

それと、いろんな交流の中でね、これはひとつ、お隣の生駒市と連携協定されておりますわな。これは現在、文化施設、それから体育施設、衛生施設の相互乗り入れですか、やっておられます。それはそれで今後とも続けていただ

きますが、たまたま両隣であり、正式な協定もされておりますのでね、一つの例として、本当に近くでありますので、生駒市が6月ごろでしたかな、毎年、ここ数年前から生駒スカイラインを貸し切ってハイキングをされております。それをね、ひとつ我々平群町もね、同じようにそのときに、いわば生駒市は生駒山上から暗峠、暗峠から十三峠がいいのか、もう一つこっち側の峠がいいのか別として、そういうウォーキングもその日に合わせてするとかね。

それと、今一番平群町で来られてるのがサイクリング。ヒルクライムですか、あれ。あれ、以前1回ありましたわね、県の大会が、1300年のときに。ああいう催しをそのときに合わせてね、生駒市と色々な話して、生駒市がやっておられるのに、我々もそのときにスカイラインがとまっているのでやりたいなというようなことね、そういうこともひとつ考えていただくのも方法かなと思います。それがたまたまこの生駒市と平群町で近くですので、いろいろ考えられると思います。

そういうふうないろんなつながりが次の、いわば関ヶ原と一緒に提携できるか、長浜と提携できるか、須崎と提携できるかというところへ進んでいくと思いますのでね、その辺も近場であれやけども、ちょっとしたことで進めていくということが一つのヒントになればいいかなと思いますので、これはひとつ提案としておきます。

今後とも、互いにやっぱり共通項を見出して、やはり我々が知らないところへ行く、また向こうの方も来られると、その中でいろんなことを発見するということが本当に大事ですので、今後ともこれは、第4次、5次でもなかなか手つかずで前へ進まなかったと思いますが、第5次総合計画では目標値が出されましたので、この30年の2町と2市という目標値にさらに加速度的に進めていただくことをお願いしておきます。

この件はこれで結構です。

○議 長

橋本参事。

○総務防災課参事

それでは、大きな2点目の広域的な市町村との防災都市協定の締結についてでございますが、現在、本町では、災害時における奈良縣市町村相互応援協定に関する協定書によりまして、県内全ての市町村と災害発生時の復旧対応などについての協定を締結をしています。議員御指摘のとおり、集中豪雨や大規模地震などの大規模な災害は、周辺市町村も同時に大きな被害を受けることが予想されるため、発生後の迅速な防災活動などにも県内以外の広域的な市町村の応援協定は重要であると考えています。また、平常時からの先進的な防災対策

などについても、本町の防災力の向上につながると思いますので、今後、ほかの市町村等の状況も調査をしながら、広域的な防災協定の締結に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

下中君。

○11番

今、広域の応援協定についても取り組んでまいりますということで、これはずいぶん進めていただきたいと思います。

それで、私、初めに提案申し上げました、数が多ければええというものではないと思いますので、実際のところ、3ないし4ぐらいが妥当な数字かなと思います。その中で、特に私、きょう申し上げたいのは、近畿圏内、関西圏内とにかく1市、1町どちらか、市か町がわかりませんが、できるだけ早く締結できるようにというお願いをしております。

私、思うのはね、3市町というのは初めに質問通告したとおり、一つは近畿地方圏内、関西圏内で一つ。それと、そこから一つは西側ですわな、中国地方のほうで一つ。一つは、名古屋・関東圏のほうで一つというのが一番適切というのか妥当というのか、私はそのように考えております。それは担当課のほうで考えていただいたら結構ですねけども、その中でね、近畿圏内で1市、どこやねんと。先ほどの姉妹都市のように、京都がいいのか西宮がいいのかとか、いろんな話が出ますけれどもね、私は、多分総務防災課も視察に行かれたと思います。私も事実行きました。その中でね、距離的にも向こうの設備、取り組み等も考えてね、兵庫県の三木市が一番いいかなと思います。

というのは、これはもう担当課は御存じやと思いますけれども、阪神・淡路大震災後、兵庫県がいろんな過去の教訓も生かして防災に備えるということで、いろんな設備をされました。その兵庫県の施設が三木市が一番、兵庫県の南東部といいますのかな、ある町ですねけど、そこで立派な拠点を建設されたということで、三木総合防災公園ですか、立派な陸上競技場も野球場もございます。そのそばには広域防災センターもございます。そこは、日ごろはスポーツ、レクリエーションの拠点であると。災害時には、その大きな広い公園が避難所にもなるし、いろんな人員の配置、資機材の配置とか、いろいろできるようになっております。一番目を引いたのは陸上競技場のスタンドの下が全て救援物資が入っているということで、我々が視察に行ったときは東日本大震災の直後であったので、これ、全部宮城県へ送ってんとか、岩手県へ送ってんというお話でした。そのようなことを、三木市自身より兵庫県の施設であります、そ



のようにして、兵庫県の三木市で立派な施設があり、また三木市自体も古くから伝統のある町で、危機管理課という課まで特設設けて、そういう体制を図っておられるのでね、その辺が一つの手がかりとしてね、ちょっと当たってみるというのか、お話をしていくということが一番かなと思います。

ほかには、担当課でつかんでおられる町があれば結構ですけども、私はひとつ、提案として、今般、三木市を提案をいたします。実際のところ、そうなったら一回行こうかとなったときに、「いや、もううち結構です」とか言うかもわかりませんし、その辺はまあわかりませんがね、とにかく、近畿圏内で一つの町、どっかを探すということで、今の提案は三木市ということで。これは、担当課の内部でも協議していただいて、いや、そこがよかろうかなとなる場合もあるし、いや、違うところもあるかもわかりませんので、その辺、十分協議していただいたほうがいいかなと思います。

ちなみに申し上げておきます。三木市はね、私、1番目に質問した姉妹都市、友好都市、アメリカとオーストラリアにあります。そういう町でございます、三木市は。その姉妹都市は、これは別としてね、防災で先進的に取り組まれておられるのでね、その辺が私はいいかかなと思いますねけども、その辺の感想についていかがですか。

○議長

橋本参事。

○総務防災課参事

協定先のですね、先進的な防災対策とか防災施設などにつきましてはですね、本町の平常時からの防災力の向上にも吸収していける、また学べるところが多くあると思いますので、さまざまな視点からですね、調査研究をしてまいりたいと思います。

そしてですね、相手の自治体にも平群町と防災協定を締結したいなというふうに思っていただけのような防災活動をやっていききたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

今、本当に言われたとおりに、こちらから「いいわ、いいわ」と言うても、向こうから「あんたのところ、そんな言うだけの資格ありますか」と言われたら、次、言いようがございませんので、それはやはり我々がね、やっぱり自分たちの町は我々で守るんだということで、やっぱり自分たちの地域の防災力

を一つでも二つでも上げていくと、それが相手方にも伝わるということで、そうすれば、相手方も「平群町は小さい2万人の町やけど、こういうことやっとな」と。仮に三木市やったら、三木市は8万ぐらいおられますのかな、大分差がありますけど、「奈良の平群町ってこのぐらい先進的にやってるやんか」と。「うちとは人口も違うけども、これから仲良くしていこうか」というようになるかもわかりませんし、その辺になるようになれば一番結構ですけれども、やはり相手方に「お願いします、お願いします」と言うのも一つですけれどもね、それとともに、やっぱり我々も高めていくということが一番大事だと思います。何もしないで、「困ったときに来てや」とかいうだけではやっぱりだめですのでね、やっぱりその辺はきちっと自分たちも防災力を高めていく。そしてそのかわり、しっかりと握手した場合は、いろんなことがあった場合は我々も即行くという体制も必要ですのでね、その辺も、いろんな分野から調査研究が必要かなと思います。

この部分についてもね、私も一時、救援物資の協定をできるだけ多くせよということで提案もいたしまして、かなり今はもう結んでいただいている、そのとおりでね、やはりひとつのきっかけとしてどっかと結んでいくということが、やっぱり一番大事かなと思います。

きょうは同じような質問でございまして、担当課としては友好都市を結んでいないのに応援協定までという遠慮があるのか知りませんがね、こういうのは別ですよ。もうそんな、友好都市はいろんな親善ですけど、応援協定というのは、いつ明日かもわからへん、明日かあさつてに災害があるかもわかりませんのでね、これはやはり真剣に考えていただいてね、やはりいろんな面からの研究をして、しかるべきところと提携をしていくということで進めていただきたいと思います。これは、すぐにできるかどうかは別としてね、できるだけ早く進めていっていただくことをお願いして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

10時55分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時41分)

再 開 (午前10時55分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号2番、城内君の質問を許可いたします。城内君。

○2番

議席番号2番、城内敏之です。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

自分でいろいろ調べてみたら、ちょっともわかってないことがわかったような気分で、介護保険について教えていただきたいと思います。

平成27年度から介護保険制度が大きく変革を迎えると聞きました。平群町長寿会連合会もそれに伴う相互支援制度の強化を余儀なくされています。昨年来、平群町長寿会連合会は、奈良県のモデル地区に指定されて頑張ってきました。それは大変な作業であったことがわかったというのがその経験談として聞きました。

1人の要支援者をきちんと支援していくためには3人のチームが最低人数として必要だと聞かされました。それで、長寿会へのこの働きかけは、要支援1と要支援2を介護保険から切り離すための高いところからの作戦であったのかと、つい疑心暗鬼にならざるを得ませんでした。まだ決まってないことでありますので、お答えいただけない部分も多々あるかと思いますが、いろいろお聞きしたいと思っております。

介護保険の改定については、次のポイントにあると聞きました。要支援1・2のヘルパーやデイサービスの介護保険からの除外、軽度者の生活援助サービス、福祉用具の貸与など、その他の給付について見直しや、地域支援事業への移行が検討されているということを知りました。それから、特養ホームへの新規入所は要介護3以上が原則になると。それから、一定以上の所得、年金収入280万を超える方は2割負担、それから非課税者の施設食事、部屋代を軽減するためには預貯金が1,000万円以下であること、配偶者も非課税という必要要件があるとかということを知りました。

そこで教えていただきたいんですが、ヘルパーやデイサービスが保険から除外され、市町村事業に繰り込まれたら、そういう会計から出るんで大した違いはないんだろうとは思いますが、町も本人も大変なことになるのかなということ。それから、町に任されていけば、国からも支出に対する上限額が決められてきて、その中でやらないかんということで、結局、個人に経費が絞られてくるということで、無資格者やボランティアに頼ることで、その経費の低減を図ることになるというふうに聞いていますが、それについて、いかがお考えで

すか。介護事業所を含めて、平群町内でのこれに携わる人材などの対応はいかがなものでしょうか。

二つ目、前述の2、3から、2、3というのは軽度者とか特養ホームのことですが、要介護2までの切り離し、地域支援事業への移行ということだと考えてますが、年末までに決められるということですが、平群町の現状はいかがですか。これはまだ決まってないので、お答えいただけないかも知れませんが、お考えがあれば教えてください。

また、特養の待機者は平群町ではどれぐらいおられるのでしょうか。伝え聞くところによりますと、新しい特養ができるということですが、それも含めて、待機者はどういう状況かということ。

それから、平群町の相互支援活動に戻りますが、独居老人の安否を気遣う話題がよく出ますが、現に私の隣も1人でいてはるのでときどき心配になるんですが、不勉強で申しわけありませんが、緊急通報システムのようなものが平群町として配備されているのでしょうか、それを教えていただきたいと思います。

先日、お隣の1人でおられるところが、新しい警備会社と契約されて、その翌日から突然家族旅行でどっか行ってしまわれたんですね。それで、警備会社が元のスイッチも全部切られてるからチェックのしようがないと。地図で調べたら、おたく、お隣みたいやけども、ちょっと隣の様子聞いてもらえませんかという電話がかかってきまして、それで、こっちも、もともと気になってたところだから、隣に行ったらどうもやっぱりいてない様子で、電気も全然ついてないから、車はあるんですけどね、いないようだという通報をしたら、こっちから電話かけたら大阪ガスということで出たんで、その子会社がやってる警備会社かなと思ったんですが、そういうこともありまして、通報システムが平群町ではどういうふうになっているか教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

介護保険制度改正に伴う町の対応につきまして、3点御質問いただきましたので、順次回答いたします。

1点目につきましては、要支援1・2の通所介護、訪問介護サービスは、平群町では平成29年度より介護予防給付から地域支援事業に移行します。移行はしますが、現行のサービスがなくなるものではございません。新たな緩和した訪問通所サービスを追加いたします。緩和したサービス従事者は資格を必要としませんが、町が指定する研修の修了者が担うこととなります。ボランティ

アは想定していません。サービス利用は、アセスメントをもとにプランを立ててサービス利用していただきます。現行のサービスも御利用できます。平群町内で緩和した基準で行う事業者があるか、現在、聞き取りをしている状況です。

2点目につきましては、要介護2までの軽度者に対する福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修につきましては、国の社会保障審議会において検討されているところです。

本町の特養待機者は、平成28年4月1日現在で50名です。

3点目につきましては、本町では緊急通報サービス事業を実施しています。在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、慢性疾患により常時注意を要する方で同居親族のいない方を対象として、緊急時の連絡体制を確保するための緊急通報装置を設置しています。コールセンターで、24時間365日対応し、緊急時の駆けつけや介護、健康相談を含むサービスを提供しています。平成28年7月31日現在の稼働数は161件です。平群町で実施している緊急通報サービス事業を御利用の方は、緊急対応した場合は委託会社から、その都度、町へ報告がごございます。

以上でございます。

○議 長

城内君。

○2 番

ありがとうございます。

そういう点で、ほとんど心配することないような感じを聞きましたけども、介護してくれる人、素人じゃ困るんで、確かに町の何らかの基準をつくっておられるということを知って、ある程度安心しましたが、これは私の提案ですけども、空き家がたくさんあります。それで、近くの大学に、福祉関係の講座を持っておる大学もありますんで、そこの学生を口説いて空き家を貸してやって、その家賃に相当する分の福祉の簡単なサービスを、例えば生活サービスというんですか、電球をかえてやるとか、掃除をしてやるとか、犬の散歩してやるとか、そういうことを1日とか、月何時間するとか、そういう条件をつけて、そういう介護に進みたい学生の実務体験をしてもらおうという意味で協定してはどうかと、素人考えで前から考えておるんですが、そういうことは無理でしょうか、ちょっと教えてください。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

今御質問いただいたのは、平群町には空き家がふえていると。そういった介

護の関係の大学生にその空き家を貸して、生活サービスなど、介護の実務体験をしてもらったかどうかといった御質問であったように考えております。想定していない、今、御質問をいただきましたので、非常に回答苦しいんですけども、空き家をまず大学生に貸すのはどういった形で貸すことができるのか、その点を検討する必要があるかと思えます。生活サービスをその大学生がすると。大学に行きながら、空いた時間、そういった活動をしていただくということになるかと思えますけども、非常に先進的なお話いただきましたので、この点につきましては、貴重な意見として、また勉強させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長

城内君。

○2番

突然、えらい申しわけないです。何らかのあれをしておいたらよかったんですが、ちょっと内容が少な過ぎるなと思って、ちょっとふやしましたので申しわけなかったです。

私としては、今の質問で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

それでは、城内君の一般質問をこれで終わります。

職員が入れかわりますので、少しお待ちください。

続きまして、発言番号10番、議席番号3番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○3番

お疲れのところではございますが、最後までおつき合ってください。

議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして、大きく3点について質問したいと思います。よろしく申し上げます。

では一つ目、自動運転バスの実証実験を。

世界的に科学技術が進歩し、移動手段にも変革が訪れようとしています。人と人が自動車の相乗りを促進するソフトによるライドシェアの登場、自動車の運転を人間がしない自動運転車の登場、将来的にはこの二つが合わさるであろうとされています。将来的と言っても、世界の自動車メーカーの大手、トヨタ、日産、ボルボもそうですけれども、相次いで参入しており、ここ数年のことと言えるでしょう。

既に全自動運転のタクシーで、さらにそれをシェアする実験を行っている国もあります。これはシンガポールです。している会社は、アメリカのマサチューセッツ州のケンブリッジにある会社なんですけれども、もう既に実証実験が

終わり、サービスを提供しています。実際走っているタクシーですね、タクシーは、外見もほとんど電気自動車と同じで、ルノーや三菱、日本でも走っています、三菱のi-MiEVなどが使われています。

そして、今月ですね、ライドシェアの大手、Uber、ライドシェアと言いますと、実際車を、タクシーとかに頼らずに配車サービスをソフトで、客からの依頼を受けて登録しているドライバーに渡すと、一般的に白タクと言われるようなものにもつながるので、タクシー業界の反発も受けていますが、世界的なシェア、ナンバーワンを誇っているUberがあります。今、それに追随しようと、各大手会社が三つも四つもどンドン出資している状況でございます。

今月に、Uberとボルボが共同いたしましたして300億円の出資を行い、ペンシルベニア州ピッツバーグで同じように、全自動運転のタクシーを今月から始めるということになっております。平群町にこのことを置きかえるならば、最近話題となっていますデマンドタクシーが無人で走るということになるかと思えます。しかし、道路交通法の関係上、無人のデマンドタクシーはかなり先になるのではないかと考えております。

そこで、今回提案したいのは、自動運転バスの実証実験をすることです。実証実験ということで、ましてや自治体がするという事になれば、かなり法律的なハードルが下がると考えられています。もし平群町で2018年、もう2年後なんですけれども、2018年までに実証実験がなされれば、日本の自治体で初めてとなります。逆に言いますと、2018年にはもはや福岡市が始められるということで、1位にはなれないのですが、公道の実証実験は間違いなく日本では初めてとなります。

皆さんも御存じだと思いますけれども、初めてという効果はかなり大きく、導入企業としても、今回、DeNAが主に担当しているタイプのものでございますけれども、公道実験データなど、あと宣伝広告のためには、ぜひともやりたい部分ではございます。ですから、平群町がもし導入すれば負担のコストが下がる、もしくは無料で導入できるのではないかと考えております。

自動運転バスと言いましても、世界各国で研究実証実験がされており、さまざまなタイプの自動運転バスがあります。例えば、中国では高速道路をハイスピードで走るタイプを開発、実証実験を行っております。YouTube等でも出ておりますが、時速50から60以上を出して走っているシーンをもう公開しております。

私が今回提案するタイプの自動運転バスを利用したロボットシャトルというものなんですけれども、こちらでございます。このロボットシャトルというのは安全性を重視しており、フランスの会社がつくっております。これは、時

速20から40キロ、40キロ程度までしか出しません、で運行して、安全を重視したタイプでありまして、フランスのイージーマイル社が開発、自動運転車両、EZ10を利用した交通システムであります。最大12名、着席6名、立ち乗り6名が乗車できる電気自動車で、運転席はそもそもありません。カメラと各種センサー、GPSを使って、前もって設定したルート上を自動で走行します。中身はこんな感じですね。12人乗りで座れるようになってます。イメージとしては、関西国際空港の中のモノレールといいますか、あれの小さいバージョンと考えられたらわかりやすいかもしれません。

欧米ではもう既に実用化されており、アメリカのワシントンDC、フランスのパリ、スイスのシオン等ではもう実証実験ではなく、サービスを提供しています。ちなみに、この最後のスイスのシオンという町は、人口規模は平群町と似ており、人口約3万人ほどです。平群町も参考にできるのではないのでしょうか。

私も、ずっと海外というのはかなり厳しいところがございましたが、一時期はパリのほうにも行くべきかと考えていたんですけども、やっと日本国内において、この8月、先月に初めて千葉県幕張市内の公園敷地内で自動運転バスが実験的に運行されました。公園は幕張市の私有地の公園でございますが、事業主体は民間で、DeNAとイオンモール株式会社の共同で行われております。幕張市の担当課は関与しておらず、今後の計画情報も把握していないということでした。同じ日本ですと、再来年、2018年に福岡市が主導の計画があります。九州大学のキャンパス内で導入予定でございます。

さて、現在、平群町でも公共交通については大きな課題であります。日々議論されており、今後についての方針を模索しています。コミュニティバス、デマンドタクシーなどの案が出ているものの、それぞれ一長一短があります。これらの導入、または継続する課題となる理由の大きな部分は、やはり運行コストの問題が出てきます。また、運行コストの大部分を占めるのが人件費です。二種の大型となりますと、やはりバス。とすれば、自然と人件費が高くなる傾向にあります。平群町が支払っているコミュニティバスの業務委託料、バス自体の償却が終わっているにもかかわらず、1台当たり1,000万円かかっています。まさに人件費が大きいと言えます。自動運転にすることで人件費がかからず、運転手の労働組合と交渉する必要もなくなることとなります。また、スピードを時速20キロとかげんすることで安全性が増すとともに、また通常速度の民間バス、今のNCバスとの競合を避けることができます。ぜひとも今後の公共交通を見据える上で、より幅広いパターンを模索するために、自動運転バスの実証実験をしていただきたいが、いかがでしょうか。



大きく二つ目、ゆめさとこども園の駐車場について。

ゆめさとこども園について、保護者の方々からの評判がなかなかよいと聞いています。先生方を初め、教育委員会の方々の努力の成果だと思えます。しかし、残念なことに、駐車場に関しての苦情はずっと続いています。

そこで、小さく三つの質問をいたします。

駐車場増設についての現在の状況は。数そのものがやはり少なく、混雑や事故の原因になっています。確実に駐車するために、40分、50分前から行って、そこで待機しているケースがあると聞いています。

小さく二つ目。1台当たりのスペースを広くしてはどうか。道路交通法の改正でチャイルドシートが義務化されました。チャイルドシートを設置するには、大人1人分のスペースが必要です。また、多くのチャイルドシートは後部座席専用になっています。これにより、多くの子どもを乗せていくには軽自動車では不可能になり、比較的サイズの大きなミニバンを使用している保護者が増加しています。軽自動車と比べて、横幅が約30センチほど大きくなります。大きなミニバンですと50センチほど変わってまいります。ホイールベース、前輪タイヤと後輪タイヤの距離が必然的に大きくなりますので、曲がるときの内輪差も大きくなります。これらは、接触事故になりやすいわけです。知らない間に車に傷がついていたという声を多く耳にしています。これは、ゆめさとだけじゃなく、はなさとこども園でも同じケースを聞いております。

小さく三つ目、思いやり駐車スペースの設置を。身障者用のスペースは設置されているが、運転に自信がない、車が大きい、先ほどなどの理由で、少し広いスペースかとめやすい場所、端ですね、ゆめさと自身であります。そういう場所を希望する方が実際困っておられます。そこで、身障者でなくてもとめてよい、思いやり駐車スペースの設置がよいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。気持ち的に、真面目な方は、混雑していても身障者スペースにはとめづらいという傾向にあります。そこで、気持ち的にも困ってる方がとめれるようにということです。ちなみに、南生駒のマックスバリュ等には設置されています。

大きく三つ目。大規模メガソーラー発電施設と住民生活との調和についての配慮ある規則の作成とさらなる研究を。

今回、議員発議において、メガソーラー建設について、規制に関する条例を提出させていただきました。しかしながら、この条例が成立したとしても、規則や要綱により、大幅に効力が変わることがあります。担当課のやる気、真剣さがかなり重要となってきます。また、公布・執行時期もとても重要な問題です。ぜひとも、今困っているローズタウン若葉台、若葉台の住民の方を救済す

べく努力していただきたいが、いかがでしょうか。

また、この規制自体が甘く、最低限と言っても過言ではありません。憲法などの上位法に反しない限りにおいて、メガソーラーと住民生活との調和を図って、最もよい条例を作成するよう研究を重ねていただきたいが、いかがでしょうか。

以上3点でございます。ぜひともよろしく申し上げます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、まず1点目の自動運転バスの実証実験についてという御質問でございます。

世界各国で自動運転バスの試験運転が始まっているということではありますが、日本ではですね、議員お述べの千葉市で、DeNAが自動運転バス、いわゆるロボットシャトルというのを運行を、イオンモール幕張新都心に隣接する豊砂公園で始まったというふうに伺っております。これは、私どももインターネット等で議員と同じように、いわゆるそういう資料しかございませんが、そういうことで調べさせていただきました。

この実証運行はですね、本年8月1日から11日までの間、10日間でございますが、距離にしますと250メートル分を無人化で、無人の運転バスをされたということでもあります。議員御提案のですね、自動運転バスの実証運行ということでございますが、世界各国や日本でも、今後、技術や安全性など、あるいは日本における道路交通法の問題ももちろん世界と違うわけでございますが、そのような厳しい条件をクリアできるよう、精度の高い実証実験が今後行われていくであろうというふうに思っているところであります。

議員御提案につきましてはですね、市町村の取り組み、今後の日本国内の、あるいはまたそういう他の団体の取り組みの動向も見据えてですね、将来にそういうこともあろうと思っておりますが、現在におきましては、議員提案について、貴重な御意見として承っておきたいというふうに、ぜひとも参考にもさせていただきますというふうに思っています。

いずれにいたしましても、本町におきましては、現在実施しているコミバスの運行を基本に置いて施策を展開しているところでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長

井戸君。

○3番

ちょっと今ね、前向きなのか前向きでないのか、よくわからない答弁だったんですが、今やっているコミュニティバスを私自身もね、否定しているわけでもございませんでして、プラスアルファで、やはり、私が日ごろから感じておりますのは、どうしても平群というのは、どう言うんですかね、保守的といいますか、王道を進む。これはこれで、またいいことなんですけれども、プラスアルファで、実験的であれば、将来的な投資という部分がどうしても及び腰ではないかなという気がするんです。これは、政策的な本当に問題になってくるんですけれども、これも、例えば他市町村などの様子を見てからでは遅いのではないかと私としては正直思うんですね。積極的に、やはり平群というのは小さいところですし、言うなれば大手でもございません。大阪市や生駒市のように、言うなれば、光が当たってるようなところでもございません。やはり、ある意味、行政としては王道の基本的な部分はきちり、ここは得意な分野であるとは思いますが、進みながら、やはり一方でそういう投資、実験、そういうのをして、ベンチャーの精神が必要と思うんですね。実際、私はそういう思いを込めて、さまざまいろいろな、これまでも提案してまいりました。実際に、今回、これの件に言いますと、コミュニティバスを長距離で使用して、この近隣だけでも実験であれば、短距離区間はロボットシャトルという使い方もできるんです。だから、否定するわけじゃないんです。

今までも僕が、例えばですけども、平群町としては損をしているという気がするんです。例えば、前にですけども、僕は小型モビリティの提案をいたしました。結局、3カ月後には生駒市がやっておられる。ちょっと形は違いますが、今、生駒市では小型モビリティに関しても、例えば保健師さんが、新しく生まれた子どもたちの見回りで、平群も回っておられるんですけども、それが実際電気自動車、それも小型モビリティを使っておられると。さらに、生駒市さん隣なんですけどちょっとあれなんですけれども、電気自動車ですよ、日産と提携して、今、山間部の見回りでありますとか、そういうのも全部無償で貸与を受けて運行してられます。だから、どうしてもアイデアは同じでも、先にやっってしまったんです。

例えばRVパーク、ちょっとまた管轄変わりますが、RVパークも私が提案した、それも数カ月後ですね、奈良市が先を越して、近畿初のRVパークをもうつくってしまいました。ですから、やっぱりスピードも重要ですし、その前に、スピードが必要である前に着眼点、そういうアイデアもやっぱり重要だと思ってるんです。やはり、そういう一番というのは強みがありますので、今回、それをやっぱりどうしても、重要なことは一番が大事じゃないかと、私はそう思っております。ですから、ぜひともですね、周りの状況を見てというのがど

この状況を見るかわからないんですけれども、もちろんこれはすぐにとというのはすごく難しい問題です。法的な問題もありますけども、ぜひともですね、これはやっぱり積極的にやっていただきたい。日本初というのの与える影響というのは大きいですので、そういう意味を込めて、将来的と言わずにですね、実際、安全面は保障されてるわけですから、ある程度。ですから、そういう意味では、もう先に手を挙げて手を打っていただきたい。まさに本当にこう思っております。

武雄市でも、私、行ってまいりましたが、先進地としてタブレットの導入をいたしました。あれ、初めて小学生全員、中学生全員に配ったと思います。私自身も、正直それはちょっと疑問を感じている部分もあったんですけども、でもその初めてという効果によって全然違う。例えば、タニタがそこでソフトを提供するために、無償で給食の献立に基づくそういう栄養管理のシステムを提供したりだとか、ほかちょっと忘れちゃったけども、いろんなことがその波及効果によって、初めてということで、波及効果によっていろんなソフトを提供されています。ですから、ぜひともですね、積極的にその辺は取り上げて前へ進んでいただきたいのですが、その辺はいかがですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、議員お述べのようにですね、いわゆるITの技術が急速に加速しているわけでございます。そういうことではですね、やはり日本全体と申しますか、そういう技術の革命によってですね、当然そういうことができいくであろうというふうに思いますが、現在、平群町としても、議員の提案については真摯に受けとめましてですね、やっぱり研究も含めて、将来というよりも、していく必要も否定は私はしませんので、研究も大事ななというふうに思っております。

ただ、現在、平群町でなしに、九州の一部、議員が述べられたようにですね、九州大学では、キャンパス内が275ヘクタールと、広大なキャンパスです。そこで、いわゆるシャトルバスを実証されておるといことも、もちろんインターネット等で確認というんですか、そういう情報も集めておりますが、否定はしませんが、今後ですね、やっぱりそういう研究も自治体としてはやっぱり必要になっていくだろうなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

井戸君。

○ 3 番

ぜひとも、平群はね、対外的な宣伝も込めて、ましてや、また住民の方にも夢も希望も与える、そして利便性につながると、こういう件をぜひとも前向きに頑張っていたいただきたいと思います。

この件は結構です。次、お願いします。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

それでは、2項目めのゆめさとこども園の駐車場についてに関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の駐車場の増設と現在の状況についての御質問ですが、駐車場の現状につきましては、毎日の送迎時、天候のよい日は徒歩、自転車利用の保護者も比較的多く、込み合うことも緩和されていますし、保護者自身も込み合う時間を調整していただいているようで、込み合うことが少ないように思われます。ただ、天候の悪い日や雨が降りそうな日は自動車での送迎がふえて駐車場が込み合い、瞬間的ではありますが、国道近くまで車が渋滞するというときもあり、保護者の方にスムーズな駐車場の入れかえ、協力をお願いをしているという実態がございます。

こうした状況の中で、園としても、今以上の駐車場の増設は難しいというふうに考えておりますので、それにかわる取り組みとして、9月より、午後2時半の降園時の通用門の開門を午後2時20分と少し早めるようにし、子どもたちも2時30分に遅れないように昇降口に降りるようにすることで時間差をつくるということで、込み合うことも緩和されているように思います。

なお、平日に行われます保護者参加の行事の際につきましては、南小学校にありますこども園職員の駐車場を保護者に提供し、職員は園前の駐車場に縦列駐車したり、徒歩、自転車、バイクでの通勤協力を依頼し、対応しています。また、夏祭りとか運動会、作品展等の土曜日、日曜日に行われます保護者参加の行事の際は、南小学校の校庭を借り、保護者駐車場として、職員は極力、徒歩、自転車、バイクの協力依頼をして対応しております。

ちなみに、平成28年度の入園式においては、開始時間を10時とすることで、在園児との送迎が重ならないようにしました。来年度も南小学校校庭を借りることで対処することにより、現状のまま乗り切っていきたいというふうに思っています。

次に、1台当たりの駐車スペースを広くしてはという御意見ですが、現在の駐車スペースにつきましては、通常、一般的かつ平均的なスペースの確保を前

提に線引きをしております。議員おっしゃるよう、最近ではワゴン車による送迎も見られることがあります。やはり全体的には小型車両が多いのが実情というふうに現場のほうからは聞いております。そんな中で、少しでも多くの台数を効率的に駐車していただくようにしていきたいというふうに考えますので、もう少し現状のまま、様子を観察してまいりたいというふうに思います。

最後、思いやり駐車スペースの設置をという御提案についてです。

いただいた御提案につきましては真摯に受けとめたいとは思いますが、さきに申し上げました理由から本駐車場の現状を見て、現実的ではないんじゃないかなというふうに考えます。なお、こども園の駐車場対策については、保護者、育友会においても関心を持っておられ、現在、コミバスのダイヤの見直しも含めて、対策の検討・協議を進めている最中であるということも御報告させていただきたいと思っております。御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

井戸君。

○3 番

1番、2番についての、土地の買収交渉についてもあんまりしていないということなんですけども、ぜひともやっぱりここはですね、広いに越したことはないんですから、実際にやっぱり、相手方がいらっしゃるので難しいとは思いますが、買収交渉はやはり続けていってほしい。やめてしまったらもうゼロですから、可能性は。ぜひともその辺はお願いしたいと思っております。

協力を依頼して、2時30分から2時20分ということで、ちょっと心配なのは、例えば、園で今までやってたことが、例えば教育の観点からすれば少し物足りなくなかないかという心配は正直ございます。例えばですけども、小学校でもありましたが、楓ちゃん事件ですか、あれがあってから、全体の一斉登校になりました。それによって、皆さん安全で、集団下校になったのはいいんですけれども、奈良県、これは平群町だけではないんですけれども、学級がふえればふえるほど、他学級の時間を合わせることに集中してしまい、学級によっては5時間目を半分に切るとか、例えば、今ここでけんかがあって、今ここで注意しなくちゃいけないことを後回しにするであるとか、実際、しないであるとか、終わりの会自身をなくしてしまうとか、そういうクラスが見られました。これは他市町村の話なんですけれども。

やはり、時間を前倒しにするというのは、一方で、本来の業務に差し支えるという可能性もあるんで、その辺はすごくね、たかだか10分といえどもですね、こども園といえども、やはり先生方の中で「これはやりたい」、「ここでこ

う注意しておかなきゃいけない」とか、そういう部分があると思いますので、その辺もね、ぜひとも配慮をしていただきたいんですけど、この件についてはお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

質問の三つ目としては、思いやり駐車スペース、これもちょっと十分に検討していただいて、今の状況であまりゆめさとは合わないということなんですけれども、ちょっとその辺が理解できないんですけども、もう一度その点、この3点について、再質問、よろしくをお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、1点目のさらなる送迎駐車場の確保に向けた買収交渉というのは、現在しておりません。ここの送迎用駐車場の経過につきましては、議員も十分御承知かなと思いますけども、一定、南保育園と幼稚園のアンケート調査もし、それから当時の駐車場の状況なんかも何度となく調査をし、その結果、前の送迎専用の駐車場を確保したところでは、そこで運営するに当たっては、当然、その線引きについては専門の建築士の意見も聞き、それをベースに警察協議もし、またあの当時、随分育友会の方とも、どういう動線がいいのか、また歩行者の安全を、駐車場内での歩行者の安全も含めて、どういうのが一番いいかということで決めてきた経過もあります。

そういったことで、とはいえ、わからない部分もありましたので、私たちも去年、1カ月ほどずっと様子、状況も現地を見ながら確認をしてきて、今、先ほど申し上げましたような状況で少し落ち着きを見てるというふうなことで、若干やっぱり天候なんかによっては、全然込み合いがないということはもちろんないですけども、今の状況の中で何とか、先ほど申し上げたように、再質問の2点目とも重なりますけども、そういった工夫の中で対応できるんじゃないかなというふうに考えています。

その時差降園が、10分とはいえというふうなお話がありました。確かにおっしゃるとおりで、これについては、こうしなさい、あしなさいということで、教育委員会のほうから園のほうに強制的にやっております。園のほうでも、十分園児の教育環境の後退がないかというふうなことも園の中でも十分議論して、先ほど申し上げましたようなことで、いっていどでしたら十分対応できるというふうな判断で自主的に判断して決めてもらって、育友会のほうにも理解をいただいているというふうなことでありますので、御理解願いたいと思います。

思いやり駐車スペースの設置をとということですけども、現在、御承知やと思

いますけども、園の中の駐車場に障がい者用の駐車スペースが1台あります。そこはかなり広いスペースになっているんですけども、それ以外はありません。先ほどの答弁と一緒になんですけれども、少しでも多くの台数を確保してとめていただくというふうなことを優先に考えていますし、こども園の送迎駐車場の特徴としては、時間的なこととか、さまざまな対応の保護者の利用がありますので、そういったことも含めて、トータルとして考えていかなければならないというふうに思っていますので、その辺について、先ほど申し上げましたような回答で御理解願いたいと思います。

○議 長

井戸君。

○3 番

まあまあ、さまざまな要因が考えてますんで、考えなくちゃいけないとは思いますが、2時30分から2時20分で何とか現場でもやっていけるということでしたら、何とか本当に頑張っていたきたいわけなんですけれども、その辺は、改めて現場に混乱がないようによろしくお願いします。

先ほどの思いやりスペースというのも、あの場所ですと、幅を広げるのは不可能だと思いますので、思いやりスペースなので、あくまでもとめやすい場所、端であるとか、そんなんでいいと思います。また再検討していただければ、それはいいと思います。ぜひとも、保護者会との話し合いで、きっちり保護者の方の意見を聞いていただくようお願いします。

最後に一つだけ。

やはりちょっと、事故といいますか、かすりであったりこすりであったり、子どもさんのことですから扉をあけたときに当たったりということがやはりありますので、そこについての対応といいますか、対策といいますか、その辺、町のほうで何とか少しでも減るようにできればありがたいんですけども、その辺、いかがでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

車のことで、絶対ないとはもちろん言えないんですけども、事故防止のために、保護者の方に文書で注意事項を記載してお渡しして、十分に気をつけていただくというふうな、そういう周知はしております。ふだん、込み合うときについては、現場の保育教諭等々が出たりして様子を見ているというふうなことで対応しています。

○議 長



井戸君。

○ 3 番

ぜひとも注意喚起を続けていただいて、やはり現実に車を傷つけられるというのは、実際悲しいことですので、その辺も引き続きやっておられるということなので、よろしくお願いします。

この件については結構です。次、お願いします。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

それでは、大きな3点目のメガソーラー発電施設に係る御質問にお答えします。

小さく二つお尋ねであるかと思われます。

まず、今困っているローズタウン若葉台、若葉台住民を救済すべく努力をとのお尋ねですが、昨日の稲月議員からの一般質問への答弁の繰り返しになりますが、今回の太陽光発電施設設置計画については、6月の全員協議会でも説明させていただいたとおり、あくまでも民間事業で宅地造成等規制法に基づく奈良県の許可事案であり、現段階で許可申請に不備、不足があるとのことで、県より補正の指示が出されており、許可は出されておられません。町としましては、当初から事業者に対し、地域住民へ丁寧な説明を行い、合意形成を図るよう申し入れを行っており、また審査を行う奈良県に対し、事業主には適切な災害防止対策を講じるよう指導していただくよう意見書も提出しております。奈良県の補正指示に対し、事業内容の変更等について、詳細は現時点では把握できておりません。

今後の対応としましては、事業者へ、地域住民の声に対し、不安解消に努めることとあわせ、事業内容に理解を深めていただけるよう、説明会の開催など、丁寧な対応を行うよう要請してまいります。

続いて、メガソーラーと住民生活の調和を図って、最もよい条例を作成するよう検討をとの御質問です。

現在、議員提案の条例案が審議中ですが、町としましても、太陽光発電設置事業は、各種関係する法令の範囲であれば事業が可能であることから、地権者、事業者の財産権の侵害等の問題等が発生しないよう、地域住民の不安解消、安全・安心の確保など、住民生活を守る観点から検討を進めてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議 長

井戸君。

○ 3 番

総務建設委員会でもね、そういう努力といいますか、今後について頑張っていきたいということで、指導要綱をつくるようなことも研究の一つだとは思いますが、ですけども、されていたんですけども、指導要綱は本当につくるつもりでおられるのでしょうか。ちょっとその点、お願いします。

○ 議 長

井戸君、それだけでいいんですか、もう。この件に関して質問してください。

○ 3 番

はい。今ね、状況であったんで、指導要綱、一遍に聞いてしまいますと、例えば指導要綱をつくるとなれば、この規制に値するわけですけども、実際いつまでにつくられる、条例がもし可決されれば、10日10日に施行になるわけですけども、実際、この指導要綱はどういうふうな感じになってるのかなというのは気になるところでございます。

それには、住民の意見、それから今回のいろんな問題が出てきた。平群町ができなかった部分もあることを踏まえて、どのように今回の件を生かしてつくられるのかなというのは聞きたいところであります。ですから、いつかというのと、どのような経験を生かしているのかと、住民の意見がどの程度生かされるのか、この3点をお聞きします。

○ 議 長

副町長。

○ 副町長

ただいま、井戸議員のほうから御質問のございました指導要綱の作成につきましての件でございますけども、現在、提案いただいております条例が審議中でございますので、その関係もございまして、指導要綱を町のほうで作成していくというのは、その状況を見つつということになることは御理解いただきたいと思っております。

仮に指導要綱を作成していくということになりますと、やはり太陽光パネルというものの自体を規制していくことはですね、今の状況からすると、なかなかそういう議論は、そこに潜んでいる安全性、それから危険性というものはなかなか議論が成熟していないのかなということになりますので、やはり地元住民さん、そして事業者のほうで議論の場といいますか、話し合いの場を持っていただき、住民さんのほうには、今、事業の内容、どのような内容で実施しているかという、そういう事業の内容を開示をしていき、そして住民さんと合意形成を図れていけばということまでは指導要綱の中では盛り込んでいく

べきかなというところで考えているところではあります。

○議 長

井戸君。

○3 番

今、副町長の答弁ですと、意図的な部分、もし条例ができるかできないかによって変わってくると思いますけども、意図といいますか、そういう面ではかなり似ているのかなというのは感じましたが、ちょっとですね、この前の総務建設でも気になったんですけども、私もこれ、条例ができたとしても、とても規則等で変わると、質問でも申し上げたんですけども、これ、かなり行政側のやる気といいますか、熱意と色々な研究が重要になってくるわけなんですけども、ただ残念ながら、総務建設委員会での答弁では、傍聴に来ていただいた方の感想を含めて、僕の感想も含めてですけれども、ちょっと落胆する内容であったわけですね、その答弁自身が。やはりそこは、ちょっと消極的ではないかと。条例に対してもちょっと消極的なんじゃないかなというふうなふうに皆さん捉えてられました。町長自身も、ちょっとここ、だめなんじゃないのという発言もされていたので、それも大きい影響を受けたと思います。

それで、今回特に、ちょっと一番心配なのは条例の成立に関してですけれども、そのときの答弁もありましたけども、条例の成立するのにすごい重要な要素になってくる、今回のソーラーパネルの事件に関して、適用できる、できないの話で、各、いろんな議員さんおられますけれども、行政の職員さんが今回は適用できないんだとはっきりおっしゃったということをお聞きしました。それ、本当かどうかわからないんですけど、そういうことを耳にしたんですけども、実際、担当課はこういう重要なファクターについて、どっちかと言ったら消極的な部分の、今回、そういう説明を例えば議員にされたであるとか、例えばそういう考えであるとか、遡及ではなくて、間に合う、間に合わないの話になってきます。間に合わないという根拠ですよ、もしそういうのをおっしゃっていられば、根拠とともに明示していただきたいんですけども。担当課、ちょっとどこかわからないので、よろしくをお願いします。

○議 長

副町長。

○副町長

ただいまの井戸議員からの御質問の件でございますけども、条例案につきましては、現在、提案いただいて審議中ということでございますので、その内容につきまして、この場で答弁させていただくという件につきましては控えさせていただきますと思います。

○議 長

井戸君、条例制定をということでの質問、条例を作成するように研究をしてくださいという質問なんですけど、今、審議されている条例の中身についての質問については通告にないので、ちょっと控えていただきたいと思います。井戸君。

○3 番

ちょっとね、中身についてというよりも、成立したとしても規則によって大幅に変わると、ここに書いてありますとおり、通告外でも何でもありませんね。これに関して、規則に、要は町のやる気の問題になるわけですよ。それが、消極的に捉えることによって、これはもう論理的な話ですよ。もしマイナスの消極的な論理がずっと行政の中であるのであれば、それがもし議員になれば、これ、大変なことですからね。そういう意味で、要は、例えばですけど、議員の皆さんに、いや、もうこれは今回できてませんよというような消極的な発言をされてる担当課があるのかなのか、それだけですわ。ないならないで、それでいいんです。僕も、普通は行政の方はそんな答弁をしないと思ってるんで、その辺をお聞きしてるだけなので、理解できるでしょうか。

○議 長

副町長。

○副町長

ただいま井戸議員のほうから御質問のありました各課での議論のお話という件ですけども、その点につきましてはですね、私もどういうものかというのをなかなか把握もしておりませんし、この場で御回答、答弁させていただく内容はちょっと持ち合わせておりませんので、その点、御理解いただけますでしょうか。

○議 長

井戸議員、先ほど言いましたように、条例の、今回議案に上がっています中身についてはもともと通告にございませんので、その辺を考慮いただいて質問いただきたいと思います。井戸君。

○3 番

ちょっとね、答えが僕としてはもう、ちょっと通告外ではないんですけども、無理やり通告外に持っていかれた気がするんですけどね、ちょっと。はっきり申し上げて、「イエス」か「ノー」かでお答えいただければそれでよかったものの、それすらもできない、ましてや副町長がわかるわけがないんですけども、その辺は担当課の方々が、私は信じております。担当課がまさか、そんな法案に関連するようなことに関して、こういう消極的な、心配なのでね、もう

まさに私がここで通告どおり申し上げてますように、規則やそういう要綱によって大幅に変わる。だから、その消極的な部分が心配だということなわけですよ。そこを聞いたかったんで、別に責任を問いただすとか、そういうわけではなくてですね、やはりきっちりと対応していただきたいなというのがあるわけです。ちょっと御理解いただけないならば結構なんですけども、ちょっと副町長では答えられない内容なので、本当ならば各担当課が答えるべきだと私は思いました。説明しているかどうかですからね。でも、もうこの件は答えを得れなくて私としては不満足なんですけれども、もう結構でございます。

もう私の一般質問は終わります。

○議長

それでは、井戸君の一般質問を終わります。

午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0 時 0 0 分)

再 開 (午後 1 時 3 0 分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号 1 1 番、議席番号 7 番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○ 7 番

通告に基づきまして、大きく 2 点について質問いたします。

まず 1 点目は、農地への産廃・土砂の不法投棄の早期改善をということで出しております。

榎原地域の農地に相当以前から建設廃材と見られる産業廃棄物や土砂が違法に搬入されている問題について。この問題については、6 月議会の一般質問でも取り上げ、改善を求めました。この問題は、既に土砂が高く積まれ、北側の町道に崩れるおそれがあること。不法占拠された農業用水が詰まれば水害のおそれもあることから、不法に搬入した土砂の撤去は待ったなしであります。このような立場から、6 月議会での町当局の答弁も踏まえて質問いたします。

まず、廃棄物処理法に違反してるとの私の指摘に、「土砂の表層部に一部産廃を確認したが、全体として土砂であり、明確な廃棄物処理法違反であると判断できない」との答弁でした。しかし、当該農地に搬入された土砂等は、どのよ

うに見ても、建築や土木の工事現場から出た建設廃材です。建設廃材であれば、その処理についてはマニフェストで明らかになります。また、積まれた土砂を少し掘れば、産廃が表層部の一部かどうか明らかになります。その調査はなされたのでしょうか。

次に、農地法違反についても6月議会の答弁は、「無断転用で農地法違反の疑いがあると考えているが、奈良県に確認すると、違反を正確に判断するには違反内容を明確にする必要があるため、土地所有者の了解に基づくものであるかなど、詳細な調査を進めた上で違法性を判断する」とのことでした。違反かどうか、現場を見れば明らかであり、県の言い分は理解できませんが、一步譲ってその言い分を了としたとして、土地所有者の了解などの調査の結果はどうだったのでしょうか。

また、最初の質問とも重なりますが、土砂の搬入については、6月議会の答弁で、「事業者に対し、土砂搬入元の実事確認を行う」とのことでした。その結果を明らかにしてください。

次に、混入した廃棄物については、撤去及び適正処理を行うよう指導し、農地への回復、水路の違法性の解消をするよう県と連携して指導するとのことでしたが、誰に対してどのような指導を行ったのか明らかにしてください。

次に、当該農地に土砂等が搬入された現在までの経過について。6月議会での町の説明は、航空写真では26年前の1990年には既に認められるが、町が把握したのは4年前の2012年1月、地元の方からの通報からというものでした。それを受けて、町はこの年の5月、業者に対して、土砂の撤去、外周壁の歪みの復旧、水路の不法占用の指導を行ったものの、所有権に問題があり、地権者が亡くなるなどあって解決に至らず、現在に至っているというものでした。

この経緯は、結果的に、町はこの問題の解決を放棄したということになります。そして、そのことがさらに事態を悪くしました。町が指導に入った後も地番651番の農地には土砂等が搬入され、2年後の2014年2月には南側の地番323番の農地にまで土砂等の搬入が拡大しました。ここでも、地権者が町に土砂を入れないようにと指導を要請したにもかかわらず、土地所有権の問題を理由に適切な行政指導が行われませんでした。このことは、6月議会で担当課長も4年前から「結果的に何もできていなかったということです。この点については、深くおわびします」と認める答弁をしています。

そこでお尋ねしますが、土地所有権の問題とは、具体的にどのようなことなのか説明してください。また、土砂等の搬入が地番323番の農地まで拡大した責任については、事業者はもちろんですが、指導を怠った町にもあると考え

ますが、いかがでしょうか。

二つ目は、定住促進へ実効ある施策の推進をとということで通告しております。

定住促進の取り組みが最重要課題であることは、この間、共通の認識になっています。平群町でも早くから乳幼児医療無料化や保育所の整備、公設公営の学童保育、地元産の安全な農産物を学校給食に活用、今は廃止されましたが、母子家庭への教育援助など、先進的に子育て支援策を実施してきたこともあって現役世帯が増加し、10年前には人口が2万999人まで増加しました。それが、ことし3月末は1万9,386人、住民基本台帳ですけれども、1,600人、7.7%も減少しています。

平成20年3月末とことし28年3月末の比較では、人口の減少は1,257人、6.1%の減です。このうち、15歳から64歳までの現役世代の人口は、平成20年の1万3,096人から、28年は1万410人に2,686人、20.5%もの減少です。現役世代の人口比率も63.4%から53.7%に10ポイント近くも減少しています。

この人口減、特に現役世代の減少が町財政にも影響を与えています。町税の最大の収入である個人住民税は、この間、政府の年少扶養控除廃止や特定扶養控除の縮小による増収、住民にとっては増税ですけれども、それがあつたにもかかわらず、平成20年度の12億4,900万円から、昨年度は9億8,252万円に、2億6,648万円、21.3%もの減収になっています。少子・高齢化の中で、国全体が人口減少に向かっていますが、以前から指摘しているように、平群町の人口減少、特に現役世代の減少は、近隣の市町と比べても異常です。

そこで、まずこの要因について町長の見解を伺います。

特に、現役世代の定住を促進する上で重要になるのは住宅施策と子育て支援、通勤・通学や日々の暮らしの安全と便利さです。町としても当然、人口減や税収減の状況から、定住促進の重要性は十分認識しておられるでしょう。そのために、国からの指示でことし3月に作成した総合戦略には、「若者が住める、住みたくなるまちをつくる」「子育てしやすい、子育てしたくなるまちをつくる」「新たな雇用と交流をつくる」「地域を守り、地域をつなぐ」、この四つの基本目標を掲げています。理念としては、この方向に基本的に異議をとない人はいないでしょう。問題は、それを実現するための中身の施策です。

そこで、例えば「若者が住みたくなるまち」、この具体的な施策として、総合戦略で掲げているのは定住促進奨励金の交付、三世代同居・近居への支援、空き家バンク、空き家活用の相談窓口設置、移住・定住の情報発信強化です。このうち、定住促進奨励金の交付、要するに新たに住宅を新築したり、中古物件

を購入した50歳以下の世帯に3年間、住宅の固定資産税を還付するというものですが、これが具体的な施策として進められています。これ以外の空き家バンクや空き家の情報発信は実効あるものとは思えないのですが、どのような成果があるのでしょうか。三世代同居・近居への支援とは、具体的にどのような施策でしょうか。また、良好な暮らしの実現として、「一般家庭や事業所等への再生可能エネルギー導入に向けた普及・啓発を推進する」とありますが、町としても個人の太陽光発電設置などへ補助をしていこうということでしょうか。

次に、子育て支援施策については、21項目の具体的な内容が明記されています。どの項目も大事なことです。高校卒業までの医療費無料化以外は、ほぼどの自治体も実施しており、積極的に平群町で子育てしようということにはならないと考えます。具体的で実効ある施策が必要です。

例えば、来月5日に議会としても視察を予定している岡山県奈義町では、町の存続には子どもがいないと循環しない。子育て支援施策に力を入れ、出産前から社会人になるまで切れ目のない支援策を実施しています。その主なものは、不妊治療助成、不育治療助成、出産祝い金交付、高校までの医療費無料化、保育料軽減、在宅育児支援、予防接種全額助成、ひとり親への年金交付、高校就学支援などです。この系統的な施策で、奈義町の合計特殊出生率は、2014年には2.81と、全国最高水準になりました。当然、財政的な負担が必要です。必要経費は1億2,576万円ということです。奈義町の人口は6,200人、平群町の3分の1程度ですから、平群町でこの全てを実施すれば、単純計算で3億8,000万円が必要になります。この全てでなくとも、このような先進地を参考にしながら、具体的な支援策を充実させるべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

ちなみに、奈義町の町長は、「子育て支援策は基本的に支出が増加し、それを補う収入の増加は期待できないが、子どもがふえれば将来的な住民税などの自主財源の確保と交付税算定における人口の維持に大きな影響を与えるため、短期的な収支でなく長期的な財政の維持を念頭に事業を実施している。費用対効果は求めておらず、これからの時代、本町を支えてくれる子どもたちへの投資と考えている」、このように話されています。この中長期ビジョンこそまちづくりに必要と考えますが、この点でも町長の見解を伺います。

以上、大きく2点について明快な答弁をお願いいたします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長



山口議員の大きな一つ目の農地への産廃・土砂の不法投棄の早期改善についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の産業廃棄物であるかどうかの調査についてですが、奈良県廃棄物対策課からは次のような回答を得ています。「地元からの通報を受け、4月15日に廃棄物対策課、景観・環境総合センター、担い手・農地マネジメント課、平群町役場の職員と合同で現場確認を行った。その際に、行為者が農地に土砂を搬入したこと、この土砂のところどころにコンクリートの破片が含まれていたことを確認した。現状では、行為者が意図的にコンクリート殻を土砂にまぜて埋め立てしたものかの判断はできないが、いずれにせよ、直ちにコンクリート殻をはね出し、適正に持ち出し、処分をするように指導した」。奈良県の見解では、現確認段階では搬入物は土砂であるので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の産業廃棄物には当たらないので、強制的に掘り返しはできない状況であるとのことであります。また、6月22日に同様のメンバーで現地確認を行い、再度奈良県が指導を行っています。

次に、2点目の農地法の違法性について、土地の所有者の了解などの調査結果についてですが、榎原651番につきましては、所有者の相続人のお一人に確認したところ、事情は何も御存じなかったものの、土地登記簿に行為者の抵当権の設定がなされております。榎原323番につきましては、土地所有者は了解をされておりませんが、行為者は自分の土地であると主張されており、当事者間の主張に違いはありますが、農業委員会へ提出された現況証明書申請の経過説明書では、行為者と不本意ながらも代物弁済契約書を交わされたとの記録が残されております。これらのことから、奈良県と協議をいたしましたところ、両筆ともに何らかのいきさつがあったことを確認しており、土地の利用について、土地所有者の合意形成があった可能性も考えられ、合意があったと判断された場合は、農地法第5条違反となり、行為者と土地所有者ともに原状回復義務の必要があることとあります。

次に、3点目の土砂の搬入元の事実確認の結果はどうだったかについてでございますが、奈良県廃棄物対策課からは、「今までの行為者への意見聴取では、長期にわたり複数箇所から搬入したことから覚えておられず、確認はできていない」とのこととあります。

次に、4点目の廃棄物の撤去、農地への回復、水路の違法性の解消について、誰に対し、どのように指導したのかについてでございますが、4月15日と6月22日、8月1日に奈良県と連携し、行為者に対しまして、建物を撤去や廃棄物らしき堆積物の処理、農地性を回復をさせるよう指導をいたしました。また、水路の件につきましても、このこととあわせて指導を行ったところとあります。

これに対しまして、行為者からは「是正していく」との回答でございましたので、定期的に県と町との関係部局同士で行為者に対し、現場確認や指導を行う予定でございます。

5点目の、6月議会で土地所有権の問題の具体的な内容と、榎原323番の土地に土砂等の搬入が拡大したことについて指導を行った町の責任についてですが、まず土地所有権の問題の具体的な内容につきましては、行為者の主張で、現在亡くなられている榎原651番の所有者から、榎原323番を含め、取得したものであるとの説明があったことから、土地所有権の問題と答弁をさせていただきました。土砂等の搬入が榎原323番の農地までの拡大した町の責任についてですが、町としましても、以前にも榎原323番の農地に一部土砂が拡大しており、これまでも問題解決のため、指導は行った経緯はありますが、指導が聞き入れられず、土砂等の搬入が拡大したことについてはまことに残念に感じております。現在、奈良県と連携し、行為者には定期的に指導を続けているところであり、引き続き、問題解決に向け、対応を考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

この問題は、ある意味、犯罪にも当たるかもしれないという事案です。もちろん、町のほうも県とともにですね、4月25日、それから先ほど答弁あった8月1日も含めて3回ですか、指導に入っていたと。それから、6月議会でも言いましたけど、その4月15日に県が入って以降、そのときは相当荒っぽい言葉もあつたらしくって、その後、県の廃棄物対策課の県警から派遣されてる、多分課長補佐だと思いますが、も一緒に行かれて指導しているという話も県から聞いています。そういう状況の中で、今、土はとまっているんですけどね、順次、この問題では5点ほど聞いてますので、順次再質問しますけれども、一つは産廃との関係ですね。コンクリート破片を確認して、適正に持ち出すよう処分を指導したと。それが4月で、今、9月ですから、ほぼ5カ月近くたってます。その結果、どうなったのか。幾つか出ているのかどうかね。建設廃材については搬出がされてるのかどうか。

それから、マニフェストがあると思うんですけどね、民間の場合はどうか、個人の住宅の場合なんかはなかなか難しいでしょうけれども、公共事業等も含めてですね、マニフェスト、要する産業廃棄物を出す場合、どこから出てどこへ行ったというのを明確にするというふうになってますので、その点は調べら

れたのかどうか。

それから、今の答弁で、651番と323番ともに、私は事業者と言っていました、今、答弁では行為者ということ、それはそうですよね。不法にやってるんだから事業であるわけがないと。違法なんだから行為者ですね。その行為者が2筆とも所有権を主張してるということなんです、その裏づけはとられたのかどうか。そこは、やっぱりちょっとね、先ほど原状回復する場合には、当然地権者にも責任が及ぶという答弁でしたので、そこをはっきりさせないといけないというふうに思いますので。それが2点目ですね。

それから、長期にわたって多箇所から、いろんところから土か産廃か、多くは土砂ということですが、土砂が搬入されてると。ということは、相当悪質なんですよね。いろんところからと言っているわけだから。いろんところから、あの量はどれぐらいになるのか、僕は素人だからわかりませんが、相当な量、長年にわたってあそこへ持ち込んでいる。町内の土建業者からの搬入もひよっとしたら考えられるのではないかと。やっぱり、実態を明らかにするためには、少なくとも、今後、このような建設廃材や建設残土の違法な処分が起らないように、町内の業者に対して、もちろん町内の業者がやっているということじゃないですよ。可能性はあるということですから、町内業者に対してですね、当該地の建設廃材や残土などを搬入しなかったかどうか、したのかしてなかったのか、その調査が必要だと思うんですね。同時に、違法・不当な、そういう処分を、こういうふうなことは、もちろんわかっていると思うんですけどね、業者さんは。しないようにという指導を徹底すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。それは町からすべきだと思いますが、どうでしょうか。

それからですね、町長、6月議会の答弁で最後に、厳正に対処する。今回、県とも協力してですね、進めていただいているわけですけども、この手の問題というのはなかなか片づかない。長年にわたって搬入されたということもありますし、量も多いから、出すとなったら莫大な金がかかります。だから県に、一昨日も行ってきましたけども、県の担当課の話では、この行為者は撤去すると、こう言ってるらしい。言ってるらしいけど、じゃあ、いつまでに撤去するのかというふうになるとですね、なかなかそう簡単ではありませんので、いつまでに農地性を回復しようとしてるのか、町としてはどのように考えてるのかお答えください。

それから、先ほどもちょっと言いましたけど、行為者と地権者に合意があった場合に、農地法第5条の違反になるということで、両方に原状回復義務が生じるということなんですけれども、この土地についてね、さっきも言いましたが、どういう状況でそうなったのかというのはきちっと調べる必要があります

から、これはさっきと一緒にありますけれども、その点について、具体的に、今、わかっているところまで結構ですから、わからんところはわからないと言ってもらったらいいですけれども、その点どうか。その点について、再度お答えいただけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

廃棄物が搬出されたかということでの質問ですが、今、議員も県のほうに確認されたら排出されてないというふうにおっしゃられてましたように、排出はされておられません。

それと、マニフェストは産業廃棄物で県の所管ですので、県のほうにマニフェストのことを調べられたかという確認はとれておられません。

以上です。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

山口議員さんの質問の1番目の産廃を持ち出すよう指導されたがどうなったかということなんですけれども、産廃のほうは、今、お答えさせてもらったんですけど、出てないんですけども、一部、不法撤去の建物があった部分については、8月ごろの調査の段階で持ち出しのほうは撤去されています。

あと、3番目の651番と323の行為者2筆の所有の裏づけについてなんですけれども、651番につきましては、相続人は何も御存じないんですけども、登記簿謄本だけの判断となっています。323番につきましては、農業委員会に提出された現況証明書の経過説明書の中での判断となっています。それで、その代物弁済の契約書の件についても、行為者からも同様の証言を得ているというような状態になっています。

あと、厳正に町長が対処するという中で、いつまで農地性の回復するのかということなんですけれども、引き続き、県と指導のほうを行ってございまして、ただ、大量の土砂が入ってますので、早急にとは思ってるんですけども、ちょっと対応したいなという考え方で、日はまだいつまでというところは決めておりません。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

今、中村課長の答弁やけど、もともとの質問でマニフェストのことも書いてるでしょう。何で県に聞かへんの。県に確認してないと、今、言ったよね、産廃の問題で。質問、最初にいつ渡した。議会始まる2日前か前の日ぐらいに渡してるでしょう。そんなん、そこから何日たってるのよ。もう2週間近くたってるのよ。県に電話1本聞いたらしまいやんか。そんなんも聞いてへんのかいな。私は聞いてきましたけど。聞いてませんって、マニフェストはね、取れないと言ってるんや。どこから入ったかわからんから取りようないわね。だから、どっから入ったかわからんから問題なんや。ただ、俺聞いているよ。入れたという人の話は。名前出されへんけど。公共工事か民間の工事かちょっとわからんけど、民間の工事やと思いますよ。だから、よそより安いから入れるわけでしょう、違法に。公共工事やったら入れられへんやんか、ちゃんと証明とらなあかんねんから。でもわからんよ。やりようは何ぼでもあるわね。10のうち8を正規に処理して、2割をそういう違法なところへ持っていくことだって、しようと思っただけでできるんや。だから、さっき答弁してないけど、調べるのかどうかというのはきちんと答弁くれなあかんよ。それはどこになんねん。都市建設課か。町内の土建業者の話やんか。教育委員会も、どこもかしこもみんないるんな工事扱うから。ただ、今は総務防災課やな、昔の監理課、要するに、町のそういう工事関係の業者さんの管理してるのは、今は総務防災課やね。そうやな。だから、そこでちゃんと調べてもらわなあかんよ、そんなん。それをさっき言ったんであって、するかどうか、最初の質問で書いてないけどやね、流れからしたら当然そういうことや。それを調べる必要がありますよということや。

それからもう一つはね、とにかく早く出してもらわなあかんねけど、この問題はさっきも言ったようにそう簡単にはいかへんと、それはわかるんです。県も困ってました。何て言ったと思いますか。まずあそこが農地だったかどうかというのを町のほうにちゃんと確認してもらおうように言ってるんだけどやってくれてませんと。だから、いつの話かということは、あそこは圃場整備でできた畑と田んぼや。それは町も確認してるんでしょう。ただ、書類残ってるかどうかわかりませんよ。圃場整備でしたところが、今、違法にやね、もう違法や、誰が見たって違法なんやけど、県の言い分では、実際に耕作してたかどうかということが問題になるんです。なぜか。

例えば、農地に家が建ってました。ただ、届けはしてないから農地のままって、そんなことはあんまりないんだけど、たまに小屋なんかはありますよね。私も農業委員を3年やらしてもらって、もう建物建ってるのに後から見に行くと、3条か5条かで農地転用したというのはありますから。全部が全部悪質じ

やないから、もちろんそういうのは許可されるんだけど、そんな問題もあって、できるだけ、いつの時点まで耕作してたかというのをはっきりさせたいと、こういうふうな言い方してたけどね、僕もそれもちよっとおかしいなと思うんだけど、課長、聞いてへん。課長にはよく説明しましたと言ってたよ、向こうの課長補佐が。ですからね、そこをまずちゃんとせないかん。

ほんで、問題になるのは、さっき矛盾したこと言ってるんですよ。行為者は、651番の土地と一緒に323番も自分のものになったと言ったと言うんでしょう、最初の答弁では。ほんで、確認したのかと言うたら、抵当権が設定されてると、651番ね。平成18年11月17日付で抵当権設定されてんねや。323番、抵当権なんか設定されてないじゃないですか。ほんで、それは何でや言うたら、農業委員会に出された非農地証明の手続の中で、現況証明を農業委員会に出す中で、要するに、地権者が出した経過説明書に書いてあるっちゅうわけでしょう。説明書に書いてあるというわけでしょう。経過説明書には書いてあるけど、経過説明書に書いてあるのは、契約書、ここに書いてあるのが、その非農地証明のときに一緒に出す経過説明書の中に書いてある、売買の代物弁済契約書を出したというだけでしょう。その中身は見たんですか。その中身を見てどうなってるかというのは知ってるのかどうか、その点については答えていただけますか。それを確認したのかどうか、その点どうなんですかね。その二つ。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

県から言われた、そこに違法転用された以前の状況ということなんですけれども、それは、先日、県のほうに行きまして航空写真を見せまして、平成2年ごろの堆積物が一部あるという状態を、こういう状態ですということは説明をしました。現状、こういう状態ですということです。

あと、契約についてなんですけども、契約の原本といたしますか、この経過説明書で確認しただけで、原本は見ておりません。

以上でございます。

「もう一つのほうは」の声あり

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

農地であったか、いつまでかということなんですけども、平成2年当時の航空写真がありましたんで、そのときの状態と今の状態、建物が置かれて、古い車が置かれてるという状態は平成16年、その状況で説明をしております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

その現物見ないで、じゃあ、行為者が言ってることおかしいでしょう。じゃあ、行為者が言ってるように、以前から、その651番と323番の土地と一緒に手に入れたと言うのであれば、さっき言った18年、要するに、651番の抵当権設定の時期と近いところで当然ないとあかんの、でも、今言った代物弁済契約書というのは、日付ちょっとおかしいんやけど、当事者の話では平成27年の話や。27年やと今から1年半前の話。1月やから、1年8カ月ぐらい前の話。この時点で本人言ってることと行為者が言ってることと違うのよ。そこが違うから、323番と651番の場合のね、行政指導しようと思えば、さっき、最初に答弁したように、実際にそういう土を入れてる行為者と、それと地権者と合意があったとすれば、両方にもとに戻すよう行政処分するわけでしょう。行政としては指導し、従わなかったら処分するわけでしょう。例えば、代執行してしまえば、その両方にその弁済を求めるわけでしょう。そういうことになるわけやから、だからそこは大事なことなんよ。本人が同意してたかどうかというのは非常に大事なことになるから、そこはちゃんと調べてもらわなあかん。

私が調べたところでは、今言ったように、平成27年の1月14日にその契約書を結んでんのよ。ほんで役場に、土、勝手に入れられて困ってるって言っていたのはその1年前、平成26年2月、これは農業委員さんもその後、行ってはるから、聞いたらわかると思いますけども、それはさっき言った現況証明申請書に添えた経過報告書に書いてある。そこは読んでもらってると思うから、その経緯はわかっていると思う。

証拠要るんやったら後でコピー渡しますけど、要するに、契約書もあるわけやから、だから、町がああ26年にちゃんと指導して323のほうに土を入れてなければ、いやいや指導してればそういう不法投棄、要するに農地の土砂入れた、そういう農地法違反の問題は広がらなかった。そこを言ってるわけや。この前、6月議会でもちょっと言いましたけど、あのときは、そこまで細かい話じゃなかったから。

今、私が言った、町が平成26年の2月に相談あって、その後、ちょっとは

行って何かしたけど、結局解決せず放置したことが問題の解決を逆にややこしくした。何でか言うたら、次の年の1月にそういう契約書がつくられて、そしてたらこれ、どこに責任あるの。地権者、責任ないやん。町に責任あるんでしょ。そうやのに、今回、今、答弁変わりましたよね。前は町の責任と言って、僕も一番最初の質問で、6月議会の答弁をそのまま引用しました。今、「残念と感じている」と言った。この前は、「大変申しわけなく責任を感じる」と言ったのに、今の最初の答弁は、「残念と感じる」。これはどういうこと。要するに、町に責任回ってくるの要らんから、うち知らんよと言いたいわけ。「残念」やと。前回、6月議会では責任感じたのに今度は残念ってどういうことや。ひとごとやんか。町は何も責任ないんかいな。そこを聞いてるんですよ。それはどうなんですか。

細かい点がわからんのやったら、もうきょうこれ、終わってからでいいから、ちゃんと証拠全部出すからやね、町の見解、文書で出してくれってやりますけど、これは町長に言わなあかんのやろうけど、どうですか。僕の言ってること間違ってますか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

契約書の原本を見ての判断ということなんですけども、県との相談・協議の中で経過説明書での判断で可能性がある。最終的には県の協議の中で原本が必要やったら調査をさせていただこうかなというふうに思ってます。

ほんで、あと、町が責任あったんかななかったんかということなんですけども、議員もお述べなんですけど、責任者はもちろん行為者があって、次に土地所有者の方も適正管理の必要があるということが一番大事やったんかなと。町におきましても、指導はずっと行ってきたんですけども、行き届かなかった点もあったのかもわかりませんが、問題解決のため、一定していった経緯がありましたんで、責任というところではちょっと薄いかなと、そういう内容で回答させていただきました。

○議長

山口君。

○7番

それはあかんで。何でか言うたら、さっきも言ったでしょう。指導、ずっとなんかしてへんやんか。26年の5月にしたきりで、この前も言ったけど、当時の課長は、個人同士の問題やと言ってほったらかしにしたんやないの。それで地権者が諦めてやね、ほかへ相談したりいろいろしてはったんやないの。ほ



んで、前回6月議会、寺口課長、私、そのとき会ってませんと言ったけど会ってるよ。あなたが、私が担当ですと本人に言ったと、農業委員会に出した経過説明書でも書いてあるでしょう。経過説明書には書かへんかったか。それはそういう証言もあるんだわ。だから、言った、言っていないやから、ここでそんなこと追及せえへんけど、その後、何も指導してへんやんか。去年の5月、おとしの5月やね、2年間。ほんで、この4月、去年の11月、12月ぐらいに農業委員会に非農地証明の現況証明書の書類を提出して、それが却下されて、それは却下されるわね。不交付の理由、申請地は人為的に形状変更され、無断で転用されている土地であるためやんか。

でもさ、もうその5月の時点で323番と違うもう一つの前の651番については、平成十七、八年ごろからもう土積まれてるわけやんか、それを見ておきながら、見て見んふりしてきたわけでしょう、町は。その時点でやったら、323だけじゃなくて651番についても指導入ってなあかんねや。県には一切言ってへん。おととい行ったとき、そう言ってたよ、この間の経過聞いたら。

それともう一つ、県も問題あるよ、それは。農地の関係の課はもちろん知らんかったけども、産廃の課は知ってた、何年か前から。パトロールを定期的にしてたと言うねん。これ、農地の課長補佐が言ってるから、産廃のほうから聞いたわけじゃないけどね、という証言してるんですよ、おととい、県庁で話聞いたときに。だから、そういう点で言えばね、町の責任は薄い、よくそんなこと言うね。本人が一生懸命やね、勝手に土入れられて困ってると言って行っんのにはほったらかしにしておいて、そんな言い分あるか。町長は厳正に対処する、いつもそう言いはるやんか、そういう不法なことに對しては。2年前、全然厳正に対処してへんねやないか。それはやっぱり認めなあかんよ。前も言ったけど、やっぱり人の生き死にの問題になるのよ、こういうのは。そのときにちゃんと対応しなかったというのは認めた上で原状回復に持っていくというのが大事なんや。

当然これ、今度、訴訟になるかもわからんし、犯罪も絡むかわかりませんよ。県で聞いた。不動産侵奪罪というのがあって、これは刑事事件やから、民民の話じゃなくなるからね。それで告訴もできるんや、しようと思ったらね。そのときに町がとった態度、それは問題になってくるでしょう、行政として。住民の財産を守らなあかんって、いろんなことで、今度の太陽光の話でもそんなこと言うてるけど、住民の財産、全然守ってへんじゃないですか。だから、そこを言っている。だから、今の答弁もう1回してください。今の答弁でいいんですか。町長も副町長も今の答弁でいいんですか。町の責任は薄い、それでいいんですか。いいんやったらいいって言ってください。もうそれ以上言いません

から。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

指導なんですけども、平成24年のときに周壁がひずんでいるという通報があったときに確認した段階ではもう323に一部入ってるので、それも含めて一旦指導は入っているというような状況です。

あと、県に何も言ってなかったというのはあったんですけども、本来の手続からいきますと、一旦指導して、県に報告して、県の指導に基づいて、市町村もその処分が履行されるように合わせて指導しなさいとなっているんですけども、ただ、町で起きたことなんで、本人同士の問題もちょっと聞いてましたんで、それで解決できればということもあって、本人さんと話してたという経緯はあります。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

違うよ。じゃあ、水路はどうなってる。水路、いつ暗渠になった。水路が境界じゃないですか、あそこの水路が。ちょっとは、耕作してなかったから、遊休農地になってたかもわからんけども、ああいう建設残土が入ってたということはないんです。それは、ちょっとは飛んでたかわからんよ。でも、水路が暗渠になったのは、その26年のときでしょうが。25年のとき、指導したときの写真とか、全部あるんですか。360度。25年のとき、指導したときやったらわかるでしょう、そのときどうなってたか。そのときの資料、全部ありますか。じゃあ、それ出してくださいよ。水路はどうなってたか確認してるんですね。写真も全部あるんですか。そのときから入ってたってどういうことですか、それ。そりゃ何ぼかは遊休農地になってたから、耕作してないからね、航空写真で見てどういうふうに見えたかわからんけど、そこはちょっとはっきりさせなあきませんよ。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

今申しましたのは、平成22年の航空写真から見たときに、以前、ちょっとお見せしたこともあったかと思うんで、その分でいくと、323にも一部入ってたんで。

○議 長

山口君。

○7 番

一部でしょう。水路はだから開渠だったのよ。だから、そこはちゃんと確認せなあかんよ。だから、町の責任、もうこれ以上同じこと言ったってあれやけど、町の責任ないとは絶対言えませんよ。この問題は、ちょっとずつ出して悪いけど、ほんまに町がちゃんと指導してればこんなこと起こってへんねん。前の651番についてはね、名義人の地権者の人がもう亡くなってはるから、本人どうしようもないですけど、323番についてはそういう意味ではね、まったくの被害者なわけよ。それをあんだけ勝手に積まれて、極端な話、ほとんど、町が100%の責任、あのときちゃんとしておけばそうはならなかったのにやね、そこはやっぱりはっきり言うておきます。

この問題は、どっちにしたって土出すまでちゃんと見届けなあきませんから、幾らかかろうがどうなろうが、あんなこと許してたら、平群町のほかのいろんな遊休農地だってそういうことされかねませんからね。

ほんで、パトロールしてるのに、何でそんなこといっぱい起こるのか、不思議で仕方がないわ。それも、10年以上もあのままにされてて、あそこの横、バスも通るんでしょ。コミバスも通ってるんでしょ、あそこ、樫原、1日に2回か3回。だから、崩れてからでは遅いですし、本人の個人の、要するに一番大きな財産権の問題もありますからね、いいかげんなやり方では今回、済まされませんよ、今までみたいな。そこはちゃんと言っておきます。

この問題は、県のほうにもさまざまな形で、県議会でももちろん取り上げてますし、それ以外のいろんな方法で県のほうとも話を今後するようになってますから、また12月議会で新たな状況が生まれればですね、引き続き質問させてもらいますけど、今言った溝の問題とか、そういうの。ほんで、今さっき、建物だけちょっと出したという、上にあった建物出したみたいやけど、ちょっとずつではらちが明かんからね、計画的に撤去するように指導して、期限もね、全部一遍には言わないですけども、一定の期限も切って行為者に出してもらおうようにすべきだと思いますよ。そうしないとこの問題は解決しないので、そのことはお願いして、この件は結構です。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員2点目の定住促進へ実効ある施策の推進についてお答え申し上げます。

総論的なところにつきましては私のほうから答弁申し上げまして、個々の施策の詳細につきましては、それぞれ担当課のほうより御説明・御答弁申し上げたいというふうに考えております。

まず1点目の平群町の人口減少の認識についてでございます。

本年3月に策定をいたしました平群町人口ビジョンで社会増減の推移について、経年変化の分析をしており、近隣市町村と比較して15歳から34歳の若者・子育て年齢層の転出が多くなっております。特にこの時期は就学や就職、結婚期であり、学生や結婚、子育て世代が望む比較的安価な賃貸住宅の供給が平群町においては弱く、町外へ転出する人が多いと分析をしております。住宅の確保や子育て支援策、町内での雇用など、町内にとどまってもらう施策が有効と考えておるところでございます。

次に、2点目でございます。定住を促進する上で具体的な施策についてであります。

総合戦略では、近隣都市部への交通アクセスの利便性や地価や住居費も比較的安価である町の強みを生かした、特にファミリー層向けに転入促進を図り、本町の優れた子育て環境を維持しながら各施策を展開してきたところでございます。その上で、具体的な施策でございますが、当面は定住促進奨励金制度を柱に、若者が住める・住みたくなるまち実現の施策を展開していくこととなります。戦略にございます3世代同居・近居への支援とは、平成28年度税制改正にある国税施策の引用や情報提供をしていくということ。また、空き家バンク、空き家活用の相談窓口といった施策につきましては、それ単体での実効性を補完するために、地価や住居費の比較的安価である本町の特性を生かした定住促進奨励金と一体的に定住を支援する策ということで効果が出ると考えておるところでございます。また、ここで言う一般家庭の再生可能エネルギーの導入とは、あくまでもその普及に向けた啓発の推進が目的であり、太陽光発電設置に係る直接的な補助の実施ではありません。定住促進奨励金につきましては、今年度からの交付ということでございます。転入者の意向がどのように作用したのか、まだ検証ができてないところである状況でございますので、今のところ、新たな給付事業の実施はちょっと困難、難しいかなというふうに考えておるところでございます。

しかし、その中でも、子育て支援策につきましては、高校卒業までの子ども医療費の無償化を初め、妊婦健診の助成、近隣でも安価な保育料での内容の充実した保育の実施、一時預かりサービスや子育て支援センターの設置、相談事業、また安価な保育料で充実をしたサービスを行っている学童保育所の設置など、他の自治体に負けない高水準の施策を実施しているところでございます。

次に、3点目の子育て施策の充実というところでございますが、先ほどの答弁と重複いたしますが、本町の子育て施策というのは奈良県下でもトップクラスの水準にあるのではないかと認識しております。重要なことは、住みたくなるまち、子育てしたくなるまちの実現に向け、子育て支援を中心とした定住促進情報を有効に発信していくかであります。議員お述べの岡山県奈義町については、妊娠・出産時から就学児までの各時期において、個人給付的な事業を初め、各種助成事業など、非常に効率的な子育て支援事業を実施し、特殊出生率も上昇しているという形で実を結んでいることは非常に参考にすべき点も多くあると認識をしております。子育て施策というものは、目先の採算性を重視するものではなく、将来への投資といった長期ビジョンで費用対効果を期待するものであるという考えはまさに同調するものでございます。この考えがあるからこそ、厳しい財政状況の中、子育て・教育施策については予算を削減することなく充実・発展をしてきているところでございます。

今後も引き続き、総合戦略の基本目標である子育てしやすい・子育てしたくなるの実現に向け、認定こども園の運営、高校卒業までの医療費無償化、また豊かな自然環境など、従来のすぐれた子育て環境を維持しながら子育て施策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、山口議員の小さな2点目の中で、空き家バンクの成果という部分がございますので、空き家バンクの成果ということでお答えさせていただきます。

昨年4月に制度がスタートして以降、直接的な成果には至っていないということですが、町としましては人口減対策、定住促進については複数の政策を複合的・戦略的に組み合わせ、一つ一つの施策を着実にを行うことで相乗効果を発揮していく必要があると考えています。そのようなことから、さらなる制度の活用について取り組んでいかなければならないと考えておるところです。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

子育て支援策につきまして、福祉課のほうから回答させていただきます。

本町の子育て支援施策につきましては、これまでより乳幼児医療費、子ども医療費の助成を所得制限なく、一部負担もなく実施しており、ことし8月から子ども医療費助成を高校3年生まで拡充しました。また、近隣より安い保育料、

不登校児の学習支援を実施しています。今年度から国の補助採択を受け、子どもの未来応援地域対策協議会を立ち上げ、子どもの貧困対策にも取り組んでいます。

また、本年3月、恋まち・育まち・へぐりっちプロジェクトの一環として、本町は、恋愛・子育て支援宣言を行い、また地域住民の皆様にも御賛同いただき、「小さな優しさ思いやり、恋愛・子育て宣言」をいただいております。今年度も秋から結婚支援プロジェクトを予定しております。出会いから結婚、妊娠、出産、育児まで、地域全体で支えていくための機運の醸成を図る一方、行政として、従来から実施しております子育て支援施策の堅持とさらなる充実を図っているところです。

今後におきましても、子どもの歓声が聞こえ、住み続けたいと実感できる町を目指してまいりたいと考えております。そのためにも、現在の取り組みを堅持し、本町において、真に有意義な子育て施策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

同じく3点目の具体的な子育て支援策の関連で、教育行政として特徴的に取り組んでおります子育て教育支援の主な施策について紹介させていただきます。

まず1点目は、平成27年度より幼保連携のこども園の運営を行い、充実した幼児教育を進めるとともに、保育につきましても、近隣に比べて非常に安い保育料で運営をしております。また、こども園の特徴として、一時保育サービスを充実させていこうということで、子育て支援の充実を図っております。

それから、放課後児童の居場所として、健全育成事業として、学童保育所の運営を特徴的に行っています。主な特徴としましては、閉所の時間を午後7時30分まで、また対象につきましても1年生から6年生までの児童、小学生児童全員、それから保育料につきましても、先般6月より値下げをしておりますけども、月額3,000円、同一世帯においては2人目2,000円、3人目以降については無料。

それから、直接的ではないかもわからないですけども、小中学校の特色ある学校運営ということで、安い、安価な給食費で、安全で質の高い学校給食の提供、それから35人学級の少人数制教育と特別支援を要します児童・生徒への加配等、マンパワーの充実、各学校の図書館司書の配置。それから教育施設についても、学校教育施設全て耐震化100%、平群小学校の全面エアコン化並

びに災害時に避難所となります学校の体育館、全小中学校の体育館のトイレを完全リニューアル、それからALTによる英語教育の強化等々で子育て教育支援の充実化を図っています。

教育委員会としましては、今後も子育て支援につながる教育施策の充実・強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長

山口君。

○7番

全然具体的に聞いてないことで、それだけ具体的に福祉課も教育委員会も答える。議員になって14年目ですけど、一般質問で初めてですね。今まで、聞いても答えないことはあっても、全然具体的に聞いてない、大ざっぱに聞いたことでそれだけ細かく。なぜそういうことになったかというのはわかりますよ。子育て奈良県一やから、それはこんなもんじゃいというのを町長としては見せたかったんでしょね。

今、教育委員会からもいろいろありました。相当いろいろやられてます。金額高いとか安いとかいうのは別にしてね、大体もうほとんどのところでやられてる内容なんですね。もちろん、細かく言えば別ですよ。平群町教育委員会、よくやってもらってるというのはよくわかっていますが、その程度で奈良県一というのは、奈良県、よっぽど全体にあかんねんというふうに思ってしまうわけですけども、最初にもちょっと奈義町のことは取り上げました。10月5日にも行きますから、そこでもいろいろ聞いてもらったらいいと思うんですが、共産党議員団としては生駒郡の議員で4月に行ってきたわけです、18、19日。これは2カ所行ったもんですから1泊で行きましたが、そのときのへぐり民報に主な、生まれる前から、要するに出産祝い金じゃなく、その前ね、不妊治療から不育治療、ここからもうずっと。高校入ったら、3年間、毎年9万円ずつ助成する、高校生にね。これは何でか言うたら、ちょっと不便なところですから、隣が津山市で、美作の中で一番大きい、もともと市はあそこ一つだけでしたから、その津山市の高校に行く子が多いので、交通費がたくさん、もちろんかかりますんで、そういう補助もやっていると。もっと細かく言えばいっぱいありますけども、そういうのをやっているんですね。

平群町の場合はどうかと言うとね、もちろんいろいろやられているのを私はけなすつもりはありませんけども、町長は初日、挨拶で自慢されるようなことかな、町長が自慢するかなというのは、僕の勝手な思いですよ。今、ずっと出された、高校3年までの子どもの医療費無料化については山添と平群町だけです。昔、十津川村は歯と入院だけやってたというのはありましたけども、だけ

です。ただね、これももう、生駒郡、西和7町で、あと全部、この前、安堵町も中学校までになりましたから、中学卒業まで全部やってるんですね。平群町は高校3年までですから、ここトップですね。

その他、いろいろ見るとね、保育料が安いというのは、もう最初のほうから、最初というか、平群町の売りが保育所が早くからあったということ、それから学童保育も県下で早くに公設公営でつくったということ、特にこの二つがあつてね、大阪に近い地の利も生かしてですね、大阪で働く人たちが数多く引っ越してこれる、だから造成も新興住宅地もたくさんできて進んだと。当然、時代の流れというのが背景にあつてそうなっているわけです。その中で来た人が保育所建設運動や学童保育設置運動などをやって、それがまた今度、人を呼び込む効果があつてなってきたと。

学童保育も自慢してますけど、町長のところもそうですし、うちの子どももそうですけれども、3人とも学童保育、1年から6年まで行ってましたが、公設公営で保育料無料、要るのはおやつ代と教材費という。今は、この4月から、それまで第1子4,000円やったのが3,000円になった。この流れは、みんなもう言うまでもないですわね、このメンバーでやってるんだから。別に町長が率先してそうされたわけではなかったですよ。予算案が否決されるという中でそういうふうになった。高校3年までの医療費無料化、これはまず、ほんの少し前まで就学前までしか無料化してなかったのが一気に中学3年までなるという、このときの経過も前期議員してた人ならみんな御存じですよ。別に町から率先としてというんじゃなくて、議会からさまざまな要求、住民運動があつて、最後は町長がそれに応えた、それは否定しませんよ。否定しませんが、流れとしてはそういうことです。いろいろ言うときますけど、保育料が安いのは、町長が町長になれるずっと前からです。上げられなかったのはえらい思いますけど。大体国の7割、よそよりも全体的に安い、これは承知しております。

ただ、ちょっと資料もらいましたけど、不妊治療助成や不育治療助成は平群町はやっていません。でも、西和7町の中では、不妊治療助成をやっているのは斑鳩、三郷、王寺。不育治療助成をやっているのが、7町とは別に生駒市も入れて、生駒市と斑鳩町。予防接種全額助成というのは、斑鳩町、三郷町、王寺町、生駒市が、種類はいろいろありますけれどもやっていると。ひとり親世帯への年金交付は斑鳩町がやっている。こういうふうに見てくるとね、そんな奈良県一って、私、ちょっと恥ずかしくて、普通言えないと思うんですが、よくやってるほうだとは思いますが、市なんかではあんまりやられてないところもたくさんありますから。



ほんで、今回の質問は、私はね、もう定住促進が、この平群町にとって、今最大の課題というのはもう共通認識、平群町がつくったこの総合戦略でも人口ビジョンまでつくってやってるわけだから、それはもう誰も何も言わない。そのために何をやるかなんですよ。だからきょうも、きのう、きょうと一般質問でもそれぞれの議員の皆さんがおっしゃってるのはそういうことなんです。それにどう応えて町がやるかなんです。どこに重きを置くかなんです。住民の立場でどうやるかなんですよ。だから、そこを考えて施策を一つずつ着実に前へやっていく、それがいいんですよ。

さっきここで具体的に出した太陽光パネルの設置、進めると言ってるけど、助成金も何もせんと勝手に進みますか。もうそれは自己努力の世界やから、そんなん。それをやるということで、ここへわざわざ書いておいて何も施策しなかったら、勝手にやってくださいという話でしょう。

ほんで、新築とか中古の物件を新しく来た50歳以下の人が固定資産税、これは具体的なんです。これはええことなんです。その成果というのはことしから出るわけでしょう、ことしから金返すんだから。どうなっているのかというのと、それもありますけど、あと空き家バンクと言ったって、バンクに届けただけで誰が来ますか、そんなん。よそがやってるのは、例えば町内の不動産屋さんとちゃんと連携するとか、わざわざ課をつくって走り回るとか、テレビでも最近やってるでしょう。古民家を、新しく都会から来た人なんかを案内するのに、職員が率先していろんなことをやって、別に不動産屋じゃないんやから、最初から最後までと言いますけど、この前聞いたら、空き家バンクって、じゃあ、誰かが言ってきたら、持ち主を紹介するだけという話じゃないですか。そんなんで行くわけないでしょう。もっと親切丁寧に、もっと田舎なんかは、もう仕事まであっせんするようなやり方やってるんですね。

僕も、今、答弁聞いただけやから、こんな答弁になるとは全然思ってなかったから、ちょっと何も準備してなかったんですけど、奈義町の場合はね、奈義町ばかり言って悪いですけど、よそも大体そうなんですけど、全部一遍にやったわけじゃないんです。ちょっとずつやってきて、それがまとまってこういうふうになってきたんです。お金がたくさんあるからやと思うでしょう。あそこは自衛隊の基地がありますから。でも、その交付金も聞きました。それは平群町はないから、ないところよりは、全体の5%と言ったかな、国の交付金程度ですわというふうな言い方されてましたけど、ただ、財政的には借金が少なくって基金がたくさんありますから裕福です。合併はしない、住民投票やって75%が反対したと。75%反対して合併を選択しなかったからこそ自分たちの町が成り立つように頑張るんだということで、議会も町も一体となっている

んなことをやられてるんですが、毎年議員全員で、小さくても輝く自治体フォーラムに参加するとか、奈義町でも1回主催されてますけどね。まちづくり戦略室をつくったりですね、こども・長寿課をつくったり、そういうやっぱり戦略的にね、平群町、何ぼ言ったって、今のままの、課の名前は変わってますけども、ほんまにそこを特化したプロジェクトで前へ推し進めるというね、そういうやり方をしないと、幹部職員の給料引き下げて行政進めようなんてのはね、僕は本末転倒やと思いますよ。そういうところも含めてまちづくりを考えなアカんのに。

だから、子育て奈良県一、何ぼ言ってもらってもいいですけど、広報にこれだから奈良県一なんだという39市町村の子育て施策全部書いて、載せて出してくださいよ、それだけ宣伝したかったら。そういうことやと思うんです。私はほんま、初日の町長の挨拶聞いて、ある意味、ひっくり返りそうになりましたよ。えっ、そんなん思ってたのかと。そんなん思ってるから、もっと現役世代を呼び込むような思い切った施策ができないんだなと思いました。率直な話です。みんな危機感持ってるわけでしょう。今のままじゃ人口はどんどん減る。さっきも言いましたけど、特に現役世代が20%も減っているんですよ。斑鳩や三郷じゃないですよ。近隣もちょっとは減ってますけど、平群みたいな減り方じゃないですから、そこでちょっと、細かい話は全部いいですから、大浦課長に聞きますけどね、ほんまにこれを実現しようとする気があるのかどうか。ここに書いてあること、別に私は悪いこと書いてあると思ってない。ただ、具体的なことがあんまりないから、ちょっとさっき出した具体的なことだってやる予定にないわけでしょう。それ一体どうなのか、これとの兼ね合いでどうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

前段の部分で、平群町の人口の減少のあり方、仕方という部分で御説明も賜ったところでございます。私たち、政策を担当する人間からしましても、非常にじくじたる思いは持った上でのことでございます。その上で、ことし3月にひと・まち・しごと、平群町の総合戦略ということで計画を策定いたしました。基本的には、やっぱりここに載っていることについては、具体的な取り組みも含めて、やっぱりやっていくという意気込みは当然持つておるところでございます。ただ、全てが全て、やるに当たっては先立つものという部分で、財政的な裏づけというのも十分必要になってまいりますので、そことの兼ね合い、勘

案をしながら、それぞれの施策については取り組みを進めていくという気持ちはまず持っております。

あと、そしたら全てできるのか、5年間でできるのかという部分でございますが、この総合戦略でございますが、ほぼ、国の地方創生という名のもとに、どこの自治体でも作成をされた計画になってございます。内容的にもよく似た施策の内容を列記したようなものが近隣の自治体、また全国を見てもあるような中身になっております。全てが全て、ここ5年間の間にできればいいんですけども、なかなか今申し上げたいろんな財政上の問題も含めてできないところもあります。これはあくまで一つの目標というか、山に立った一つの大きな旗印やという思いを持って取り組みはしておるところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

総合戦略については、国が全国の自治体全てに作成を義務づけて、お金も基本的に全額、平群町で600万ぐらいでしたか、でつくって、こういうこれはこっこの概要版とこれとつくって書かれてるんですけどね。書いてることはいいけど、全部できへんのやったら書かなければいいんだと僕は思うんですよ。

例えば、もう答弁はいいですから、最後にちょっとだけ言わせてもらって終わりますけどね、大事なことやと思うんで、一つはね、起業を応援するってなってるでしょう。要するに、新しく業を起こすのを応援するというのがどっかにありましたよね。これ、起こすって書いてあるけど、具体的に何か平群町がこのことで施策をつくって起こすというのはどこにもないんですよ。これからつくるんだって言うのかもわからんけども、要するに、起業を応援すると書いてあるでしょう。書いてあるんですよ。そしたら、それ、どういうふうに応援するかなんて書いてないでしょう、どこにも。若者の起業支援か、書いてあるでしょう。新たな雇用と交流をつくるところで。これの具体的なもんって何もないわけでしょう。何もないんですよ。何もないんです。これから考えるんだと思うんですけど。

ほんなら、奈義町では起業者支援補助金というのを去年からやってはるんですよ、平成27年から。起業の際に必要な経費について助成すると。若い子が、今は昔と違って株式にするにしたってそんなに最初のお金が必要から、上限100万円で、だから200万円までのあれだったら100万円出るということで、27年度実績は2件あって200万円出てるんですよ。ということは、もう満額出てるんですけど、そういうことをやっている。企業誘致ももちろんここもやっておられます。26、27年で3社立地して、求人が100に

なつたと、こう書いてますけど。だから、これをやれと言うんじゃないですよ。せつかくそういうことが大事だとわかってるんだつたら、具体的に金は使わなくつても、こういう平群町内の空き家をこういうふうにあつせんしますとかね、そこを中を改装する場合には補助を出すとか、そういう具体的なことにしないと全然ふえない。それをやつて一生懸命よそから来てもらつても全体としては人口が減つてゐるというのはどこでも一緒なんですよね。だから、こんなんいっばいつくつて出してもらふのはええし、住民説明会でもまたこれ、宣伝するんでしょうけど、ほんでまた、住民説明会で子育ては奈良県一ですつと言うんでしょうけど、住民どう思ひますかね。

それで、人がようけ来て、いや悪いとは言つてないけど、1位つて思つてはるのが納得いかなからしつこく言うようですよ。どつちにしても、そういう具体的な施策を今後展開していただきたい、そのことは、町長何か答えたそうやから、じゃあ、何か答えてください。場合によつてはもう1回言ひますわ。

○議 長

町長。

○町 長

先ほどから課長が答弁いたしましたとおり、平群町は奈良県でも相当自慢できる子育て政策をやつております。また、教育政策をやつておるつもりでございます。

それで、山口議員からもありましたけどもね、これは何も私が1人でやつたわけじゃなしに、議会の皆さん方と議論する中で生まれたことがたくさんありますよ。もちろん、その前に保育料につきましては、私は一度も手をつけておりません。これは大切な子育て支援だつということをやつてきました。それからですね、妊婦健診の助成もそうです。企業誘致の助成条例につきましてもそうです。学童保育の現在の保育料もそうです。子ども医療費の高校3年生までもそうです。全て議会の皆さんとの議論の中で生まれております。

せつかくこういうすばらしい制度をやつておるのに、皆さんと一緒につくつた制度、もうちよつと皆さんも自慢したらどうかなと、その点は私が申し上げておきます。本当に自分で一緒につくつておきなからですね、こんなもんじゃだめだつというような言ひ方はみづからを否定することにつながるんじゃないかと私は思ひますんでね、山口議員もぜひ、私も参加してつくつたんだつということで、ぜひ自慢していただきたいなと思ひます。それが平群町の今後の定住促進、平群町のPRにつながるつていくと思ひますので、その点だけは、私はしっかりここで申し上げておきます。

○議 長

山口君。

○ 7 番

もう最後にしますけど、めずらしく謙虚な言葉を聞きましたけどもね、いや、そのとおりなんです。ただね、奈良県下一と言うということはね、よっぽど私は全部調べた上で、それはよっぽど飛び抜けてないとそういう言い方はすべきではないと思うんです。すぐれたところは宣伝すればいいです。

だからね、さっきも言いましたけど、近隣と比べても、私はそんなにむちゃくちゃ平群町が県下一と言えるような、いいところはもちろん自慢して宣伝して来てもらうのは大事ですけど、「じゃあ何で来ないの」と、言いたくなっちゃうわけですよ。だから、そんな自慢よりも中身をしっかりとやって、県下一とか何か言うよりも、中身で勝負して売り込んでいくというのが私は大事だと思いますので、ほかの施策でも一緒ですけれども。

この問題については、今後いろんな機会でも質問も議論もすることになると思いますので、今回はちょっと中途半端に終わりそうですけれども、12月議会でまた頑張って質問させていただきますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○ 議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時48分)